

昭和二十八年法律第二百一十七号

労働金庫法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条の二）
- 第二章 会員（第十一条—第二十一条）
- 第三章 設立及び事業免許の申請（第二十二条—第三十条）
- 第四章 管理
 - 第一節 通則（第三十一条）
 - 第二節 役員（第三十二条—第三十七条の七）
 - 第三節 理事会（第三十八条—第四十条）
 - 第四節 計算書類等の監査等（第四十一条—第四十一条の四）
 - 第五節 役員等の責任（第四十二条—第四十二条の六）
 - 第六節 顧問及び参事（第四十三条—第四十五条）
 - 第七節 総会等（第四十六条—第五十四条の六）
 - 第八節 総代会（第五十五条・第五十五条の二）
 - 第九節 出資一口の金額の減少（第五十六条—第五十七条の二）
 - 第五章 事業（第五十八条・第五十八条の二）
 - 第五章の二 子会社等（第五十八条の三—第五十八条の七）
 - 第六章 経理（第五十九条—第六十一条）
 - 第七章 事業の譲渡又は譲受け及び合併（第六十二条—第六十五条）
 - 第八章 解散及び清算（第六十六条—第六十八条）
 - 第九章 登記（第六十九条—第八十九条）
 - 第九章の二 全国労働金庫協会（第八十九条の二）
 - 第九章の三 労働金庫代理業（第八十九条の三・第八十九条の四）
 - 第九章の四 労働金庫電子決済等代行業（第八十九条の五—第八十九条の十二）
 - 第九章の五 指定紛争解決機関（第八十九条の十三・第八十九条の十四）
 - 第十章 雜則（第九十条—第九十八条の四）
 - 第十一章 罰則（第九十九条—第一百三条）
 - 第十二章 没収に関する手続等の特例（第一百四条—第一百六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

（人格）

第三条 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）は、法人とする。

（住所）

第四条 金庫の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（原則）

第五条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をする目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

第六条 金庫の事業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許を受けなければ行うことができない。

(議決権)

第十三条 会員は、各個の議決権を有する。ただし、第十二条第二項の規定による会員（以下「個人会員」という。）は、議決権を有しない。

2 会員（個人会員を除く。以下この条において同じ。）は、あらかじめ当該会員を代表してその議決権を行使する者（以下「代議員」という。）一人を定めて、その氏名を金庫に通知しておかなければならぬ。この場合において、代表権を証明する書面を提出しなければならない。

3 会員は、代議員によつて議決権を行使する。ただし、第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、当該事項に關し代議員以外に当該会員を代表する者（以下「臨時代議員」という。）によつて議決権を行使することを妨げない。

4 会員は、前項の規定によるほか、定款の定めるところにより、第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの）をいう。第六十九条第二項第九号を除き、以下同じ。）によつて議決権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権を行使する会員は、総会における出席した代議員とみなす。

6 臨時代議員は、代表権を証明する書面を金庫に提出しなければならない。

7 臨時代議員は、代表権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、これらの書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代議員又は臨時代議員は、これらの書面を提出したものとみなす。

8 会員の書面による議決権の行使については会社法第三百十一条（第二項を除く。）（書面による議決権の行使）の規定を、会員の電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二条（第三項を除く。）（電磁的方法による議決権の行使）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第二百九十九条第三項」とあるのは、「労働金庫法第四十九条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（加入）

第十四条 金庫に加入しようとするものは、定款の定めるところにより、加入につき金庫の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

（持分の譲渡）

第十五条 会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有するものにその持分を譲り渡すことはできない。

2 会員たる資格を有するものが持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならない。

3 持分を譲り受けたものは、その持分について、譲り渡したものとの権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

（任意脱退）

第十六条 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。但し、個人会員以外の会員は、個人会員又は個人会員たる資格を有するものに譲り渡すことはできない。

2 会員たる資格を有するものが持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならない。

3 持分を譲り受けたものは、その持分について、譲り渡したものとの権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

（法定脱退）

第十七条 会員は、次の事由によつて脱退する。

1 会員たる資格の喪失

2 解散又は死亡

3 破産手続開始の決定

4 除名

5 持分の全部の喪失

2 除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の決議によつてすることができる。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えないなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

（脱退者の持分の払戻）

第十八条 会員は、前条第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における金庫の財産によつて定める。

（時効）

第十九条 前条第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

第二十条 金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻を停止することができる。

（金庫の持分取得の禁止）

第二十一条 金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。但し、金庫が権利を実行するため必要がある場合又は第十六条（任意脱退）の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。

2 金庫が前項但書の規定によつて会員の持分を取得したときは、すみやかに、これを処分しなければならない。

第三章 設立及び事業免許の申請

(発起人)

第二十二条 労働金庫を設立するにはその会員（個人会員を除く。）になろうとする七以上のものが、労働金庫連合会を設立するにはその会員になろうとする十五以上の労働金庫がそれぞれ発起人となることを要する。

2 労働金庫は、五十以上の会員（個人会員を除く。）がある場合でなければ設立することができない。

3 労働金庫の設立に当つては、会員（個人会員を除く。）を構成する者を合計した実人員の数が二万人以上となるよう努めなければならない。

（定款の作成）

第二十三条 金庫を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令・厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

（定款の記載事項）

第二十三条の二 金庫の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の名称及び所在地

五 会員たる資格に関する規定

六 会員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の積立ての方法

十 役員の定数及びその選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告方法（金庫が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

十三 金庫の負担に帰すべき設立費用

十四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

2 前項各号に掲げる事項のほか、金庫の定款には、この法律の規定により定款の定めがなればその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（規約）

第二十三条の三 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除き、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

2 前項の規約は、電磁的記録をもつて作成することができる。

（定款及び規約の備置き及び閲覧等）

第二十三条の四 金庫は、定款及び規約を各事務所に備え置かなければならない。

2 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わなければならない。

1 定款及び規約が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

2 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

3 定款及び規約が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

定款及び規約が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとつてはいる金庫についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

（創立総会）

第二十四条 発起人は、定款作成後、会員になろうとするものを募り、定款を会議の日時及び場所とともに公告して創立総会を開かなければならない。

前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。

会員（個人会員を除く。）たる資格を有するもので創立総会の会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たるもの（以下「予定会員」という。）は、創立総会の議事につき当該予定会員を代表する者（以下「創立総会代議員」という。）を創立総会に出席させ、その者によつて議決権を行なうことができる。その場合において創立総会代議員は、その代表権を証明する書面を創立総会に提出しなければならない。

創立総会の議事は、予定会員の半数以上の創立総会代議員が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

創立総会において、予定会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が創立総会の目的である事項に關しないものである場合、その説明をすることにより予定会員との共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

創立総会の議事については、内閣府令・厚生労働省令で定めることにより、議事録を作成しなければならない。

発起人（金庫の成立後にあつては、当該金庫）は、創立総会の日から十年間、前項の議事録を発起人が定めた時間（金庫の成立後にあつては、その業務取扱時間）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第八項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 第八項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したもの閲覧又は謄写の請求

十一 創立総会における予定会員については第十三条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあつては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「予定会員（労働金庫法第二十四条第五項に規定する予定会員をいう。）又は理事、監事若しくは清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（理事への事務引継）

第二十五条 発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならぬ。

（出資の払込）

第二十六条 理事は、前条の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込をさせなければならない。

（成立の時期）

第二十七条 金庫は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（金庫の設立についての会社法の準用）

第二十八条 金庫の設立の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項（担保提供命令）、第八百三十七条から第八百三十九条まで（弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等（株主、取締役、監査役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人））をいう。以下この節において同じ。）とあるのは、「会員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（事業免許の申請）

第二十九条 金庫は、第六条（事業免許）の内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 定款

三 業務方法書（その記載事項は、預金、貸付けその他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。）

四 事業計画書（その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び收支の予想とする。）

五 創立総会の議事録

六 会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面
 七 登記事項証明書
 八 最近の日計表
 九 役員の履歴書

(免許の失効)

- 第三十条** 金庫が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条（事業免許）の内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許は、効力を失う。
 一 免許を受けた日から六月以内に事業を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けたときを除く。）。
 二 解散したとき（設立又は合併（当該合併により金庫を設立するものに限る。）を無効とする判決が確定したときを含む。）。

第四章 管理

第一節 通則

（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可）

- 第三十一条** 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
 一 定款を変更しようとするとき。
 二 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。

第二節 役員

（役員）

- 第三十二条** 金庫は、役員として理事及び監事を置かなければならぬ。
 1 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

- 2 役員は、総会の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立総会の決議によつて、創立総会代議員のうちから選任する。

- 3 金庫（政令で定める規模に達しない労働金庫又はその預金及び定期積金の総額に占める第五十八条第二項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額の割合（第四十一条の二第一項において「員外預金比率」という。）が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。）の監事のうち一人以上は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬ。

- 4 一 次のいずれかに該当すること。

- イ 当該金庫のうち労働金庫の監事については、当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）を構成する者（代議員を含む。）又は個人会員以外の者であること。

- ロ 当該金庫のうち労働金庫連合会の監事については、当該労働金庫連合会の会員である労働金庫の役員又は職員以外の者であること。

- 二 その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。

- 三 当該金庫の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

- 4 前項第二号に規定する「子会社」とは、金庫がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除く。）、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項、次項、第五章の二並びに第一百一条第一項第十八号の二及び第十八号の五において同じ。）をいう。（以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該金庫の子会社とみなす。

- 5 前項の場合において、金庫又はその子会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）又は第一百四十八条第一項（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

- 6 第三項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。ただし、その数は、理事にあつては定数の三分の一（労働金庫連合会の理事にあつては、定数の二分の一）を超えてはならない。

- 7 第三項の規定は、定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

- 8 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超過するものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

- 第三十三条** 金庫と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

- （役員の資格等）

- 第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人

- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

- 三 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第一百九十七条の二（第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで（有価証券の無届募集等の罪）、第一百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止令違反の罪）、第一百九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（金融商品取引業者等の役職員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒绝等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒绝等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒绝等の罪）、第六十六条规定（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二条まで（説明及び検査の拒绝等の罪、重要財産開示拒绝等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者）

五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）

（兼職又は兼業の制限）
第三十五条 金庫を代表する理事（以下「代表理事」という。）並びに金庫の常務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）及び参事は、会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。）である者であつてはならない。ただし、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

二 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 監事は、当該金庫の理事又は参事その他の職員と兼ねてはならない。

（役員の任期）
第三十六条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

3 补欠役員の任期は、前二項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

4 設立当初の役員の任期は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、定款によつて、第一項、第二項及び前項の任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第三十七条 役員が欠けた場合は又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（忠実義務）

第三十七条の二 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、金庫のため忠実にその職務を行わなければならぬ。

（金庫との取引等の制限）

第三十七条の三 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために金庫と取引をしようとするとき。

二 金庫が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間ににおいて金庫と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（理事についての会社法の適用）
第三十七条の四 理事については、会社法第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）、第三百六十三条第一項（株主による取締役の行為の差止め）並びに第三百六十二条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項（取締役の報酬等）の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十七条第一項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復しきれない損害」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監事についての会社法の準用）

第三十七条の五 監事についてでは、会社法第三百四十五条第一項から第三項まで（会計参与等の選任等についての意見の陳述）、第三百八十二条（監査役の権限）、第三百八十二条（取締役への報告義務）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）、第三百八十七条（監査役の報

酬等)並びに第三百八十八条(費用等の請求)の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項中「会計参与の」とあるのは「監事の」と、同条第二項中「会計参与を辞任した者」とあるのは「監事を辞任した者」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「労働金庫法第四十九条第一項第一号」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあっては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十六条第一項中「三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかわらず」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項の規定にかわらず」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二条の六において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第一号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第四十二条の六において準用する第八百四十九条第四項」と、第八百五十一条第一項」とあるのは「同法第四十二条の六において準用する第八百五十一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七条の六

2 がかつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う
3 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。
4 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。
5 第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
6 第一項の規定による解任の請求があつた場合（第三項の規定による書面の提出があつた場合に限る。）には、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、その請求に係る役員に対し、総会の会日
7 の七日前までに当該書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。
8 第一項の規定による解任の請求があつた場合（第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。）には、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、その請求に係る役員に対し、
9 総会の会日の七日前までに第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。
10 前項に規定する場合には、金庫は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法に

(代表理事)

第三十七条の七 代表理事は、金庫の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第三節 理事会

(理事会の権限等)
第三十八条 金庫は、理事会を置かなければならぬ。
理事会は、すべての理事で組織する。

理事会は、て二

3 理事会は次に擧げる職務
一 金庫の業務執行の決定

二 金庫の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督

三 代表理事の選定及び解職

理事会は、理事の中から代
理事会は、次に掲げる事項

理事会は、次に擧げる事項
一 重要な財産の処分及び譲

二 重複の財産の外の外に譲 多額の借財

三 参事その他の重要な使用

従たる事務所その他の重
理事の職務の執行が法令に

五 理事の職務の執行が法令
との業務の適正を確保する

6 理事は、三月に一回以上、

(理事会の決議)

第三十九条 理事会の決議は、

2 前項の決議について特別の

(理事会の決議)

その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもつて行う。

3 金庫は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

4 理事会の招集については、会社法第三百六十六條（招集権者）及び第三百六十八條（招集手続）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「各取締役（監査役設置会社にあっては、取締役及び監査役）とあるのは「理事及び監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（理事会の議事録の作成、備置き及び閲覧等）

第四十条 理事会の議事については、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令・厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 金庫は、理事会の日（前条第三項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、第一項の議事録又は前条第三項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 会員は、その権利を行使する必要があるときは、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

（計算書類等の作成、備置き及び閲覧等）

第四十一条 金庫は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案その他金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び業務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 第一項の計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

4 前項の規定により監事の監査を受けた計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならない。

5 金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、前項の承認を受けた計算書類及び業務報告（監事の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。

6 理事は、第四項の規定により理事会において承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

7 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、通常総会の承認を受けなければならない。

8 理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。

9 金庫は、各事業年度に係る計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査の報告を含む。以下この条において「計算書類等」という。）を通常総会の日の二週間前日の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

10 金庫は、計算書類等の写しを通常総会の日の二週間前日の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

11 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わなければならぬ。

12 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

13 前号の書面の原本又は抄本の交付の請求

14 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（特定金庫の監査）

第四十二条 労働金庫（政令で定める規模に達しない労働金庫又は員外預金比率が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。）及び労働金庫連合会は、会計監査人を置かなければならない。

2 前項に規定する労働金庫以外の労働金庫は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

3 特定金庫（第一項に規定する労働金庫及び労働金庫連合会並びに前項の規定により会計監査人を置く労働金庫をいう。以下同じ。）は、前条第一項の計算書類及びその附属明細書について、監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

4 特定金庫においては、前条第三項の監査の監査及び前項の会計監査人の監査を受けた計算書類及び業務報告については、理事会の承認を受けなければならない。

5 特定金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、前項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告（監事及び会計監査人の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。

できない単元未満株主を除く。」とあるのは、「会員である者」と、同法第八百四十七条の四第一項中「株主等（株主、適格既株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは、「会員」と、「当該株主等」とあるのは、「当該会員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは、「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれら者の者」とあるのは、「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」が、「理事及び理事」と、同法第八百四十九条の二中「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれら者の者」とあるのは、「理事及び理事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十二条の二第二項、第一百三十三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第一項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「労働金庫法第四十二条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節

(顧問)

金屋は、五郎の詫問に、馬の毛を扇くと、扇問といふ。金屋の重男馬力に關し、則言を立てるがて、金屋を仕事でながめし。

金庫は、理事会の決議により、参事を置くことができる。

参考事例については、会社法第十一章第一項及び第三項（支配人の代理権）、第十二条（支配人の競業の禁止）並びに第十三条（表見支配人の規定を準用する。）この場合において必要な技術的

者づけの政治にて、反対する。

会員（個人会員を除く。）は、総会員（個人会員を除く。）の十分の一以上の連署をもつて、理事に對し、参事の解任を請求することができる。

前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

第一項の規定による角住の請求を了承する旨に
前項の規定による書面の提出に付して
政令で定めるところによれば
金屋の有請を得て
当該書面に言事巧を電磁方法により捺印する

第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事会は、その参事の解任の可否を決しなければならぬない。

第一項の規定による解任の請求があつた場合（第二項の規定による書面の提出があつた場合に限る。）には、理事は、その参事に対し、前項の可否を決する日の七日前までに当該書面を送付し、

の規定により是共ざして事項を記載して書面を交付し、かく、弁明する機会を与えなければならぬ。

前項に規定する場合には、理事は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る参考の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法に

より提供することができる

第七節 總會等

(通常総会の招集)

通常総会は定期の定めるとこよりは毎事業年度一回招集しなければならぬ

福音総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

会員（個人会員を除く。次項において同じ。）が総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請

理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

内閣は、この件を御存じの如く、御心配な事態である。

前項前段の規定による書面に記載すべき事項及び理由の電磁的方法（内閣府令・厚生労働省令で定める方法を除く。）による提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録

かされた時に並
該理事に到達したもののとみなす

（前略）
（中略）
（後略）

ことができる。理事の職務を行なう者がない場合において、会員（個人会員を除く。）が総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の同意を得たときも同様とする。

(総会招集の手続)

（二）「人間のうらやましいもの」の意味

総会の日時及び場所

総会の目的である事項

四 会員が電磁的方法によつて議決権を行使することができるときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・厚生労働省令で定める事項

2 前条の規定により会員が総会を招集するときを除き、前項各号に掲げる事項は、理事会の決議によつて定めなければならない。

3 理事は、第一項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発する事項には、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。

4 前項の電磁的方法による通知には、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定にかかるわらず、総会は、会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)

第四十九条の二 理事は、前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考書類」という。）及び会員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 理事は、前条第三項の承諾をした会員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。

第四十九条の三 理事は、第四十九条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、総会参考書類を交付しなければならない。

2 理事は、第四十九条第三項の承諾をした会員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、総会参考書類を当該会員に交付しなければならない。

3 理事は、第一項に規定する場合には、第四十九条第三項の承諾をした会員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4 理事は、第一項に規定する場合において、第四十九条第三項の承諾をしていない会員から総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該会員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(通知又は催告)

第五十条 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載し、又は記録したその会員の当該金庫の地区内における事務所又は住所（その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を金庫に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあって発すれば足りる。ただし、個人会員に対する総会招集の通知は、定款の定めるところにより、会日の十日前までに、公告することをもつて代えることができる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、第四十九条第一項の通知に際して会員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

(総会の決議事項)

第五十一条 第十二条第三項ただし書、第十七条第二項、第三十二条第三項、第三十七条の六第一項、第四十一条第七項、第四十二条第四項、第六十二条第一項及び第二項、第六十二条の五第三項、第六十二条の六第三項及び第五項、第六十二条の七第三項、第六十三条第二項並びに第六十六条に規定する事項のほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

1 定款の変更

2 規約の設定、変更又は廃止

3 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

4 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第五十二条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席した代議員（臨時代議員を含む。）の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十九条（総会招集の手続）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第五十三条 次の事項については、総会員（個人会員を除く。）の半数以上の代議員（臨時代議員を含む。）が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

1 定款の変更

2 解散又は合併

3 会員の除名

4 事業の全部の譲渡

5 第十二条第三項ただし書の規定による承諾

6 第四十二条第四項に規定する責任の免除

(役員の説明義務)

第五十三条の二 役員は、総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第五十三条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつたときは、第四十九条の規定は、適用しない。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第五十三条の四 金庫は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 名称又は氏名
- 二 主たる事務所及び金庫の地区内における事務所又は住所
- 三 加入の年月日
- 四 出資の口数及び金額並びにその払込みの年月日

金庫は、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

3 2 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

3 1 会員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

3 2 会員名簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 4 理事は、前項の請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

4 1 当該請求を行う会員又は金庫の債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

4 2 請求者が当該金庫の業務の遂行を妨げ、又は会員の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき。

4 3 請求者が会員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益をもつて第三者に通報するため請求を行つたとき。

4 4 請求者が、過去二年以内において、会員名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益をもつて第三者に通報したことのあるものであるとき。

(総会の議事録の作成、備置き及び閲覧等)

第五十三条の五 総会の議事については、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

5 2 金庫は、総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

5 3 金庫は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

5 4 会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

5 1 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

5 2 第二項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議についての会社法の準用)

第五十四条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十二条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十三条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第六十号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十二条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「会員、理事、監事又は清算人」と、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である取締役又はそれ以外の設立時取締役又は設立時監査役を含む。）とあるのは「会員又は理事、監事若しくは清算人（労働金庫法第三十七条（同法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定により理事、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（電子提供措置をとる旨の定款の定め）

第五十四条の二 金庫は、理事が総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（第五十四条の四第二項において「総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により会員（個人会員を除く。次条から第五十四条の六までにおいて同じ。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置）であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

- 一 総会参考書類
- 二 議決権行使書面
- 三 第四十一一条第五項の計算書類及び業務報告
- 四 第四十一条の二第五項の計算書類及び業務報告

(電子提供措置)

第五十四条の三 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の理事は、総会の日の二週間前の日又は第四十九条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（第五十四条の六第三号において「電子提供措置開始日」という。）から総会の日後三月を経過する日までの間（第五十四条の六において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

- 一 第四十九条第一項各号に掲げる事項
- 二 第四十九条の二第一項に規定する場合には、総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
- 三 第四十九条の三第一項に規定する場合には、総会参考書類に記載すべき事項
- 四 理事が通常総会を招集するときは、第四十一条第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項
- 五 特定金庫である場合において、理事が通常総会を招集するときは、第四十一条の二第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項（前号に掲げるものを除く。）
- 六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2 前項の規定にかかわらず、理事が第四十九条第一項の通知に際して会員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

(総会の招集の通知等の特則)

第五十四条の四 第四十九条第一項及び第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十九条第一項又は第三項の通知には、同条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 電子提供措置をとつている旨
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣府令・厚生労働省令で定める事項

第五十四条の五 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の会員（第四十九条第三項の承諾をした会員を除く。）は、金庫に対し、第五十四条の三第一項各号に掲げる事項（次項及び第三項において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

2 第四十一条第五項、第四十一条の二第五項、第四十九条の二第一項及び第四十九条の三第一項の規定による請求（第四項及び第五項において「書面交付請求」という。）をした会員に対し、当該総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 金庫は、電子提供措置事項のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

4 書面交付請求をした会員がある場合において、その書面交付請求の日（当該会員が次項ただし書の規定により異議を述べた日）から一年を経過したときは、金庫は、当該会員に対し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一月を下ることができない。

5 前項の規定による通知及び催告を受けた会員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該会員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。（電子提供措置の中止）

第五十四条の六 第五十四条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中止（会員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれることと同様に、その電子提供措置の中止は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中止は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

- 一 電子提供措置の中止が生ずることにつき金庫が善意でかつ重大な過失がないこと又は金庫に正当な事由があること。
- 二 電子提供措置の中止が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。
- 三 電子提供措置の中止が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中止が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。
- 四 金庫が電子提供措置の中止が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中止の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

第八節 総代会

(総代会)

第五十五条 会員（個人会員を除く。）の総数が二百を超える金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款の定めるところにより、会員（個人会員を除く。）のうちから公平に選任されなければならない。

3 総代の定数は、その選任の時における会員（個人会員を除く。）の数の五分の一（その総数が二千五百を超える金庫にあつては、五百）を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総代会については、総会に関する規定を準用する。ただし、総代（補欠の総代を除く。）の選任については、決議をすることができない。

6 総代会において第五十三条第二号（解散又は合併）又は第四号（事業の全部の譲渡）に掲げる事項の決議をしたときは、その決議の日から十日以内に、会員に決議の内容を通知しなければならない。

(総会と総代会の関係)

第五十五条の二 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十七条第二項又は第四十八条（会員による総会の招集）の規定により総会を招集することができる。この場合において、同項の規定による書面の提出又は同條後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の決議の日から三十日以内にしなければならない。

第九節 出資一口の金額の減少

(債権者の異議)

第五十六条 理事は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつたときは、その決議の日から一週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、次条第二項第二号の期間の最終日から六月を経過する日までの間、これらを主たる事務所に備え置かなければならない。

前項の財産目録及び貸借対照表は、電磁的記録により作成することができる。

金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

第一項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されることは、当該書面の閲覧の請求

第一項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

第五十七条 金庫が出資一口の金額の減少をする場合には、金庫の債権者は、当該金庫に対し、出資一口の金額の減少について異議を述べることができる。

前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

三 前項の規定にかかるわらず、第一項の金庫が前項の規定による公報を、官報のほか、第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い、同項各号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

四 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなす。

五 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、第一項の金庫は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十二号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。））をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）

第五十七条の二 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条规定から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

第五章 事業

(金庫の事業)

第五十八条 金庫は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行ふものとする。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け

三 会員のために手形の割引

2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付隨する業務を行ふものとする。

一 為替取引

二 國、地方公共団体その他常利を目的としない法人（以下この章において「國等」という。）の預金の受入れ

三 会員（個人会員を除く。）を構成するもの（以下この章において「間接構成員」という。）の預金又は定期積金の受入れ

四 間接構成員（法人又は団体であるものを除く。）又は個人会員と生計を一にする配偶者その他の親族（次号において「配偶者等」という。）の預金又は定期積金の受入れ

五 会員以外のもの（国等、間接構成員及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受入れ

六 間接構成員及び日本労働住宅協会に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章において同じ。）

七 債務の保証又は手形の受け（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）

八 有価証券（第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十一号の二及び第十二号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

九 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）

十 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この章において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

十一 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

十一の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権（民法第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（以下この号及び次条第一項第九号の二において「特定社債等」という。）の受け取引（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該受け取引に係る特定社債等の募集の取扱い

十一の三 短期社債等の取得又は譲渡

十二 有価証券の私募の取扱い

十三 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。次条第一項第十一号において「外国銀行」という。）を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるものに限る。）

十四 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十五 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十六 両替

十七条 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）の媒介、取次ぎ又は代理

十八条 金利、通貨の価格、商品の価格、算定期割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百十七号）第二条第七項（定義）に規定する算定期割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち労働金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第十一号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）

十九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十七号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）

二十 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）

二十三 前号に掲げる物件の使用期間において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号及び同項第二十号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものであること。

二十四 会員から取得した当該会員に関する情報を当該会員の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫の保有する情報を探して内閣府令・厚生労働省令で定めるものに掲げる業務を行なう事業の高度化又は当該労働金庫の利用者の利便の向上に資するもの

二十五 当該労働金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該労働金庫の前項各号に掲げる業務を行なう事業に係る経営資源を主として活用して行なう業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

二十六 労働金庫の前項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額は、当該労働金庫の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

二十七 労働金庫は、第二項第六号に掲げる資金の貸付けの業務のほか、政令で定めるところにより、第一項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国等、金融機関その他会員以外のものに対する資金の貸付けができる。

二十八 第二項第十一号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第十一号の三に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八号第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

二十九 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三十 短期社債等 次に掲げるものをいう。

一 イ 社債 株式等の振替

二 ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

三 ハ 短期社債等 次に掲げるものをいう。

四 ハ 一 イ 社債 株式等の振替等 次に掲げる法律（権利の帰属）に規定する短期社債

五 ハ 二 イ 短期社債等 次に掲げる法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

六 ハ 三 イ 短期社債等 次に掲げる法律（権利の帰属）に規定する短期社債

- 八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債
 二 保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債
 本 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債
 へ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三条）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
 ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外國法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの
- (1) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
 (2) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
 (3) 利息の支払期限を、(2) の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 一 の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号（通則）に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第一項（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に規定する書面取次ぎ行為をいう。
- 二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
- 二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。
- 三 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）の取扱いをいう。
- 三の二 振替業 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。
- 三の三 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。
- 四 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。
- 五 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
- 一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務
- 一 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（第一項の規定により行う業務を除く。）
- 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務
- 三 四 信託法（平成十八年法律第二百八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
- 五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第一項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- 六 労働金庫は、前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。
- 第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。
- 一 為替取引
- 二 国等の預金の受入れ
- 三 会員以外のもの（国等を除く。）の預金の受入れ
- 四 会員以外のものに対する資金の貸付け
- 五 債務の保証又は手形の引受け（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 六 有価証券（第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第九号の二及び第十号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
- 七 有価証券の貸付け（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）
- 八 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 九 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 九の二 特定社債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 九の三 短期社債等の取得又は譲渡
- 十 有価証券の私募の取扱い
- 十一 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める者（外國銀行を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるものに限る。）
- 十一の二 会員である労働金庫に係る第八十九条の八第一項の契約の締結及び当該契約に係る第八十九条の九第一項の基準の作成
- 十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十三の二 振替業

十四 両替

十四の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十五 デリバティ取引（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

十六 金利、通貨の価格、商品の価格、算定期割当量の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち労働金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第九号及び第十四号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七 金融等デリバティ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第五号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）

十八 有価証券関連店頭デリバティ取引（当該有価証券関連店頭デリバティ取引に係る有価証券が第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十九 有価証券関連店頭デリバティ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもののためにするものに限る。）

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

イ 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十一 前号に掲げる業務の代理又は媒介

二十二 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該労働金庫連合会の前条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの

二十三 当該労働金庫連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該労働金庫連合会の前条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

労働金庫連合会は、前項第三号又は第四号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

労働金庫連合会は、前条第一項の規定及び第一項の規定により行う業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行なうことができる。

一 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行なう業務（第一項の規定により行う業務を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行なう同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

四 信託法第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行なう担保付社債に関する信託業務

七 算定期割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行なう業務（第一項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

八 労働金庫連合会は、前項第四号から第六号までに掲げる業務に関しては、信託業法、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合には、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。

九 前条第五項及び第六項の規定は、労働金庫連合会について適用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは「次条第一項第九号」と、同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」とある。この場合において、同条第六項中「第二項及び前項」とあるのは「前項及び次条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章の一 子会社等

（労働金庫の子会社の範囲等）

第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの行なう業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ 労働金庫の行なう業務に従属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

ロ 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号及び第四号並びに第五十八条の四第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を保有していないものに限る。）

- 三 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当しない会社（第五十八条の四第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあっては、当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）
- 四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）
- 五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該労働金庫の第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該労働金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社
- 六 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- 2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、労働金庫又はその子会社による同項第二号から第四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令・厚生労働省令で定める事由により当該労働金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該労働金庫は、その子会社となつた会社が当該事由（当該労働金庫又はその子会社による同項第二号から第四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令・厚生労働省令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 3 労働金庫は、第一項第五号又は第六号に掲げる会社（以下この条及び第一百一条第一項第十八号の二において「認可対象会社」という。）を子会社による同項第二号から第四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得、労働金庫又はその子会社による同項第二号から第四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事由により当該労働金庫の子会社となる場合には、適用しない。（内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）にあつては、当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき（第一項第五号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）にあつては、当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 4 前項の規定は、認可対象会社が、労働金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事由により当該労働金庫の子会社（第一項第五号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）にあつては、当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該労働金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 5 第三項の規定は、労働金庫が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。
- 6 労働金庫は、当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該労働金庫の子会社及び第一項第五号に掲げる会社（第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有するごとに内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 7 労働金庫は、第三項の規定による認可を受けて認可対象会社を子会社としようとするとき、第四項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を子会社としようとするとき、又は第五項において準用する第三項の規定による認可を受けて現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。
- 8 労働金庫が前項の規定により定款で定めた認可対象会社を子会社としている場合には、当該労働金庫の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。
- （労働金庫による労働金庫グループの経営管理）
- 第五十八条の三の二 労働金庫（子会社対象会社を子会社としているものに限る。）**は、当該労働金庫の属する労働金庫グループ（労働金庫及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。
- 2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 労働金庫グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
- 二 労働金庫グループに属する労働金庫及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整
- 三 労働金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める体制の整備
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- （労働金庫等による議決権の取得等の制限）
- 第五十八条の四 労働金庫**又はその子会社は、国内の会社（第五十八条の三第一項第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる会社（同項第三号に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。
- 2 前項の規定は、労働金庫又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該労働金庫又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。当該労働金庫があらかじめ内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

- 3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣及び厚生労働大臣がする同項の承認の対象には、労働金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が当該承認をするときは、労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
- 4 労働金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかるわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。(ただし、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、労働金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。)
- 一 第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項(認可)の認可を受けて当該労働金庫が合併により設立されたとき その設立された日
- 二 当該労働金庫が第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項の認可を受けて合併をしたとき (当該労働金庫が存続する場合に限る。) その合併をした日
- 三 当該労働金庫が第六十二条第六項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき (内閣府令・厚生労働省令で定める日に労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の譲受けをした日)
- 5 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。
- 6 労働金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有するもののみなす。)
- 7 前各項の場合において、第五十八条の三第一項第一号に掲げる会社、特別事業再生会社又は同項第四号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、労働金庫の子会社に該当しないもののみなす。
- 8 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社 (第五十八条の三第一項第四号に掲げる会社に該当しないものであつて、当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。) 及び同条第一項第二号から第四号までに掲げる会社 (当該労働金庫の子会社であるものに限る。) と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社をいう。
- 9 第三十二条第六項の規定は、前各項の場合において労働金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。
- (労働金庫連合会の子会社の範囲等)**
- 第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第十一号及び第六項、次条第一項並びに第一百二条第一項第十八号の五において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。**
- 一 銀行法第二条第一項(定義等)に規定する銀行のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。)を営むもの(第六号ロにおいて「信託兼営銀行」という。)
- 二 第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)その他内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの(第六号ロにおいて「証券専門会社」という。)
- 三 金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第八項(通則)に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行ふ業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの(第六号ロにおいて「証券専門会社」という。)
- 四 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの(第六号ロにおいて「証券仲介専門会社」という。)
- 五 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介(ハに掲げる行為に該当するものを除く。)
- 六 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介
- ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為
- ハ 金融商品取引法第二条第十二項に規定する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。)
- ニ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百一号)第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行ふものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの
- イ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為
- ハ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為(前号ロにおいて「信託専門会社」という。)
- 四 保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険業者(第六号ロにおいて「少額短期保険業者」という。)
- 五 信託業法第一条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの(次号ロにおいて「信託専門会社」という。)
- 六 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該労働金庫連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

- イ 従属業務
- ロ 金融関連業務（当該労働金庫連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該労働金庫連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としている場合にあつては保険専門関連業務を、当該労働金庫連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいずれをも子会社としていない場合（当該労働金庫連合会が第五十八条の二第三項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）
- 七 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該労働金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号及び第九号並びに第五十八条の七第二項及び第四項において「特定子会社」という。）以外の子会社が合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を保有していないものに限る。）
- 八 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当しない会社（第五十八条の七第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）
- 九 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）
- 十 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該労働金庫連合会の第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該労働金庫連合会の利用者の便利の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社
- 十一 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 従属業務 労働金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第五号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- 二 金融関連業務 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業、有価証券関連業、保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。第四号において同じ。）又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第五号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- 三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- 四 保険専門関連業務 専ら保険業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- 五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- 3 労働金庫連合会は、第一項第一号から第六号まで、第十号又は第十一号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に規定する従属業務をいう。）又は第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社を除く。次項及び第一百一条第一項第十八号の五において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするとき（第一項第十号に掲げる会社（内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、第六十二条第六項又は第六十四条第四項の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。
- 4 前項の規定は、労働金庫連合会が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十号に掲げる会社（その業務により当該労働金庫連合会又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不當に害される著しいおそれがあると認められないことその他その要件を満たす会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。
- 5 第五十八条の三第二項、第四項、第七項及び第八項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第五十八条の五第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは、「同項に規定する子会社対象会社」と、「同項第二号から第四号まで」とあるのは、「同項第七号から第九号まで」と、「同条第四項中「前項の」とあるのは、「第五十八条の五第三項の」と、「認可対象会社」とあるのは、「認可対象会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第七項及び第八項において同じ。）」と、「第一項第五号」とあるのは、「同条第一項第十号」と、「前項に」とあるのは、「同条第三項に」と、「基準議決権数」とあるのは、「基準議決権数（第五十八条の七第一項に規定する基準議決権数をいう。）」と、「同条第七項中「第三項」とあるのは、「第五十八条の五第三項」と、「第五項において準用する第三項」とあるのは、「同条第四項において準用する同条第三項」と、「第一項各号」とあるのは、「同条第一項各号」と、「該当する」とあるのは、「該当する子会社としようとするとき若しくは現に子会社としている同項第十号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）に該当する」と読み替えるものとする。
- 6 労働金庫連合会は、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該労働金庫連合会の子会社を除く。）について、当該子会社対象会社（第一項第十号に掲げる会社（第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）が同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令・厚生労働省令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- （労働金庫連合会による労働金庫連合会グループの経営管理）
- 第五十八条の六 労働金庫連合会（子会社対象会社を子会社としているものに限る。）は、当該労働金庫連合会の属する労働金庫連合会グループ（労働金庫連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならぬ。**
- 2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 労働金庫連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
- 二 労働金庫連合会グループに属する労働金庫連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整
- 三 労働金庫連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める体制の整備
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働金庫連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（労働金庫連合会等による議決権の取得等の制限）

- 第五十八条の七 労働金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（第五十八条の五第一項第一号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる会社（同項第八号に掲げる会社にあっては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社を除く。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。第四項及び第一百一条第一項第十八号の五において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。
- 2 前項の場合及び次項において準用する第五十八条の四第二項から第六項までの場合において、第五十八条の五第一項第七号に掲げる会社、特別事業再生会社又は同項第九号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、労働金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

- 3 第五十八条の四第二項から第六項まで及び第九項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十八条の七第一項」と、「国内の会社の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）」の議決権をその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十八条の七第一項の規定」と、同項第一号中「第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）」とあるのは「第六十四条第四項」と、同項第二号中「第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項」とあるのは「第六十条第四項」と、同項第三号中「第六十二条第六項の認可を受けて」とあるのは「、次条第三項又は第六十二条第六項の認可を受けて、次条第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は」と、「その」とあるのは「その子会社とした日又はその」と、同条第九項中「前各項」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第五十八条の七第一項、第二項及び第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的の読替えは、政令で定める。
- 4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（第五十八条の五第一項第九号に掲げる会社に該当しないものであつて、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）及び同条第一項第七号から第九号までに掲げる会社（当該労働金庫連合会の子会社であるものに限る。）と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第六章 経理

- （事業年度） 第五十九条 金庫の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（会計帳簿等）

第五十九条の二 金庫の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 金庫は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。
- 3 金庫は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
- 4 金庫は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。
- 5 金庫は、第三項の貸借対照表及び第四十一条第一項の書類を作成した日から十年間、これらの書類を保存しなければならない。
- 6 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿及び前項の書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（会計帳簿の閲覧等）

- 第五十九条の三 会員は、総会員（個人会員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、いつでも、理事に対し会計の帳簿及びこれに関する書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（法定準備金）

- 第六十条 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。
- 2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

（剰余金の配当）

- 第六十一条 金庫の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。）から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 出資の総額

- 二 前条第一項の準備金の額
- 三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額
- 四 その他内閣府令・厚生労働省令で定める額

- 3 2 剩余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。
- 3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

(事業の譲渡又は譲受け)
第六十二条 金庫は、総会の決議を経て、その事業の全部又は一部を銀行、他の金庫、信用金庫又は信用協同組合(信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。)に譲り渡すことができる。

2 金庫は、総会の決議を経て、銀行、他の金庫、信用金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。ただし、その対価が、最終の貸借対照表により当該金庫に現存する純資産額の五分の一を超えない場合は、総会の決議を経ることを要しない。

3 金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで事業の全部又は一部の譲受けをする旨並びに契約相手方の名称又は商号及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。
4 前項に規定する場合において、金庫の総会員(個人会員を除く。)の六分の一以上の会員(個人会員を除く。)が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に事業の全部又は一部の譲受けをする旨を金庫に対し通知したときは、事業の全部又は一部の譲受けをする日の前日までに、総会の決議によつて、当該事業の全部又は一部の譲受けに係る契約の承認を受けなければならない。

5 金庫が事業の全部の譲受けを行ふ場合における事業の全部の譲受けに反対する会員からの持分の譲受けの請求については、第十六条の規定は、適用しない。

6 第一項又は第二項の事業の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、第五十七条の二の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 金庫は、第二項の事業の全部又は一部の譲受けにより契約(その契約に関する業務が銀行法第一条第二項(定義等)に規定する行為に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。(合併契約)

第六十二条の二 金庫は、他の金庫と合併をすることができる。この場合においては、合併をする金庫は、合併契約を締結しなければならない。

(吸收合併)

第六十二条の三 金庫が吸收合併(金庫が他の金庫とする合併であつて、合併により消滅する金庫(以下「吸收合併消滅金庫」という。)に承継させるものをいう。以下同じ。)をする場合には、吸收合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸收合併存続金庫及び吸收合併消滅金庫の名称及び住所
- 二 吸收合併存続金庫の地区及び出資一口の金額
- 三 吸收合併消滅金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
- 四 吸收合併消滅金庫の会員に対して交付する金銭の額を定めたときは、その定め
- 五 吸收合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)
- 六 その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項

(新設合併)

第六十二条の四

二以上の金庫が新設合併(二以上の金庫がする合併であつて、合併により消滅する金庫(以下「新設合併消滅金庫」という。)の権利義務の全部を合併後存続する金庫(以下「吸收合併存続金庫」という。)に承継させるものをいう。以下同じ。)をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併設立金庫の名称及び住所
- 二 新設合併設立金庫の地区及び出資一口の金額
- 三 新設合併設立金庫が特定金庫である場合の会計監査人の氏名又は名称
- 四 新設合併設立金庫の準備金の額に関する事項
- 五 新設合併設立金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
- 六 新設合併設立金庫の定款で定める事項
- 七 その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項

(吸收合併消滅金庫の手続)

第六十二条の五 吸收合併消滅金庫は、次に掲げる日のいづれか早い日から効力発生日までの間、吸收合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 第三项の総会の日の二週間前日の日
- 二 第五項において準用する第五十七条第二項の規定による公告の日又は第五項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいづれか早い日は、当該吸收合併消滅金庫の会員及び債権者は、吸收合併消滅金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸收合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。
- 三 前項の書面の閲覧の請求
- 四 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸收合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 吸收合併消滅金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。
6 吸收合併消滅金庫は、吸收合併存続金庫との合意により、効力発生日を変更することができる。

7 前項の場合は、吸收合併消滅金庫は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日が変更前の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

8 第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条、第六十四条及び第七十四条の規定を適用する。
（吸收合併存続金庫の手続）

第六十二条の六 吸收合併存続金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸收合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又是記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。
一 吸收合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の日の二週間前の日
二 第四項の規定による公告の日又は同項の規定による通知の日のいずれか早い日
三 第七項において準用する第五十七条第二項の規定による公告の日又は第七項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日
2 吸收合併存続金庫の会員及び債権者は、吸收合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸收合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸收合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 吸收合併存続金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸收合併消滅金庫の総会員（個人会員を除く。以下この項及び第五項並びに第八十七条第二号において同じ。）の数が吸收合併存続金庫の総会員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸收合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸收合併存続金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合は、この限りでない。

4 吸收合併存続金庫が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸收合併存続金庫は、効力発生日の二十日前までに、吸收合併をする旨並びに吸收合併消滅金庫の名称及び住所を公告し、又は会員に通知しなければならない。

5 前項に規定する場合において、吸收合併存続金庫の総会員の六分の一以上の会員（個人会員を除く。第八十七条第二号において同じ。）が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸收合併存続金庫に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。

6 吸收合併が法令又は定款に違反する場合において、吸收合併存続金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸收合併存続金庫の会員は、吸收合併存続金庫に対し、当該吸收合併をやめることを請求することができる。ただし、第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合（前項の規定による通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

7 吸收合併存続金庫については、第五十七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 吸收合併存続金庫は、効力発生日後遅滞なく、吸收合併により吸收合併存続金庫が承継した吸收合併消滅金庫の権利義務その他の吸收合併に関する事項として内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

9 吸收合併存続金庫は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
一 前項の書面の閲覧の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸收合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第六十二条の七 新設合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立金庫の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
（新設合併消滅金庫の手続）

一 第三項の総会の日の二週間前日
二 第五項において準用する第五十七条第二項の規定による公告の日又は第五項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 新設合併消滅金庫の会員及び債権者は、新設合併消滅金庫に對して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

1 前項の書面の閲覧の請求

2 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

3 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 新設合併消滅金庫は、総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅金庫の会員は、新設合併消滅金庫に對し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

5 新設合併消滅金庫については、第五十七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条 第三章（第二十三条の二及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立については、適用しない。

2 合併によつて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会において会員（個人会員を除く。）の代議員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

3 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

4 第二項の規定による設立委員の選任については、第五十三条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第二項の規定による役員の選任については、第三十二条第四項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 新設合併設立金庫は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立金庫が承継した新設合併消滅金庫の権利義務その他の新設合併に関する事項として内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

7 新設合併設立金庫は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

8 新設合併設立金庫の会員及び債権者は、新設合併設立金庫に對して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をするには、当該新設合併設立金庫の定めた費用を支払わなければならぬ。

前項の書面の閲覧の請求

前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（合併の効果）

第六十四条 吸収合併存続金庫は、効力発生日に、吸収合併消滅金庫の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅金庫の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 新設合併設立金庫は、その成立の日に、新設合併消滅金庫の権利義務を承継する。

4 金庫の合併については、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第六条の内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許を受けたものとみなす。

（合併の無効の訴え）

第六十五条 金庫の合併の無効の訴えについてはは会社法第八百一十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判断の効力）、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）（合併又は会社分割の無効判決の効力）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては同法第八百六十九条第六項（非訟事件の管轄）、第八百七十三条（第六号に係る部分に限る。）（陳述の聽取）、第八百七十三条（理由の付記）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の一（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、同法第八百一十八条第二項第七号及び第八号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「会員、理事、監事、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八章 解散及び清算

（解散の事由）

第六十六条 金庫は、次に掲げる事由によつて解散する。

1 総会の決議

2 合併（合併により当該金庫が消滅する場合に限る。）

- 三 破産手続開始の決定
 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生
 五 事業の全部の譲渡
 六 事業免許の取消し

(会社法等の準用)

第六十七条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の四、第三十八条から第四十条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十三条の二から第五十三条の五まで及び第五十九条の三の規定並びに会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。）（清算人の解任）、第四百八十二条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百三条まで（貸借対照表等の定期株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（陳述の聽取）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員（個人会員を除く。）」の五分の一以上の同意を得た会員（個人会員を除く。）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第六十八条 金庫の清算人については第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十七条规定から第三十七条の三まで、第三十七条の七、第四十二条及び第四十二条の二の規定並びに会社法第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）、第三百六十条第一項（株主による取締役の行為の差止め）、第三百六十二条第一項（第三号から第五号までを除く。）及び第四項（取締役の報酬等）、第三百八十二条第一項前段及び第二項（監査役の権限）、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項（取締役会への出席義務等）、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）並びに第四百三十条（役員等の連帯責任）の規定を、金庫の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八百五十二条第一項、第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第三百五十七条第一項、第三百六十二条第一項第六号、第八百四十八条、第八百四十九条第三項各号列記以外の部分及び第八百四十九条の二各号列記以外の部分の規定を除く。）中「株式会社」とあり、監査役設置会社」とあり、及び「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、第三十五条第三項中「理事又は参事その他の職員」とあるのは「清算人」と、第四十二条第四項第三号中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七条第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主（監査役設置会社にあっては、監査役）」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十二条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同法第三百五十七条第一項「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と、同法第三百八十二条第一項中「取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七条第一項中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百五十七条第一項中「取締役（第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）」とあるのは「監事」と、同法第三百五十七条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、「当該株主等」とあるのは「会員」と、「当該会員」と、「当該株主等」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同法第四百三十九条第一項中「株主等」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同法第四百三十九条第一項中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主（第八百四十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「会員である者」と、「株式会社の区分」とあるのは「清算金庫の区分」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「清算金庫」と、同法第八百四十九条第一項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第三项中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、執行役及び清算人並びに監査委員及び監査委員を除く。」、執行役及び清算人並びにこれらの人者」とあるのは「清算全親会社の株式交換等完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）」、執行役及び清算人並びにこれらの人者」とあるのは「清算金庫が、清算人及び清算人」と、同法第八百四十九条の二中「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）」、執行役及び清算人並びにこれらの人者」とあるのは「清算人及び清算人」と、「株式会社の」とあるのは「清算金庫の」と、同法第八百五十条第三項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第四项中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三十三条第三項、第一百二十条第五項、第一百三十三条の二第二項、第一百八十六条の二第二項、第一百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）」、同法第八百五十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）と第四百四十二条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「労働金庫法第四十二条第三項」と、同法第八百五十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）と第四百六十五条第二項」とあるのは「会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第九章 登記

（設立の登記）

第六十九条 金庫の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第二十六条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内にしなければならない。
 2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
 一 事業

二 三 四 五 六 七 八	名称 地区 事務所の所在場所 出資の一口の金額、総口数及び総額 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 の二 第五十四条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 公告方法
九	第九十一条の四第一項の定款の定めが電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものとする旨のものであるときは、次に掲げる事項 イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）に規定するもの
ロ	第九十一条の四第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め (変更の登記)
一	第七十条 金庫において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。 (他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)
二	第七十一条 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十九条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。 (職務執行停止の仮処分等の登記)
三	第七十二条 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更する場合は、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。 (参事の登記)
四	第七十三条 金庫が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。 (吸収合併の登記)
五	第七十四条 金庫が吸収合併をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅金庫については解散の登記をし、吸収合併存続金庫については変更の登記をしなければならない。 (新設合併の登記)
六	第七十五条 二以上の金庫が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅金庫については解散の登記をし、新設合併設立金庫については設立の登記をしなければならない。 一 新設合併消滅金庫が合意により定めた日 二 第六十四条第四項の認可を受けた日 (解散の登記)
七	第七十六条 第六十六条（第二号及び第三号を除く。）の規定により金庫が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。 (清算結了の登記)
八	第七十七条 清算が結了したときは、第六十七条规定する会社法第五百七条第三項（清算事務の終了等）の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。
九	第七十八条から第八十条まで 削除 (登記の嘱託)
十	第八十一条 金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 2 金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 3 金庫の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（管轄登記所及び登記簿）
第八十二条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、労働金庫登記簿及び労働金庫連合会登記簿を備える。
（設立の登記の申請）

第八十三条 金庫の設立の登記は、金庫を代表すべき者の申請によつてする。
2 金庫の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第二十六条の規定による出資の払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第八十四条 第六十九条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。
2 出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第五十七条第二項の規定により公報を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による公報及び催告（同条第三項の規定により公報を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による公報及び催告）をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときは、当該債権者に對し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記の申請）

第八十五条 第七十六条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第八十六条 第七十七条の規定による清算結了の登記の申請書には、第六十七条において準用する会社法第五百七条第三項（清算事務の終了等）の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（合併の登記）

第八十七条 吸收合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 吸收合併契約書

二 総会の議事録（第六十二条の六第三項ただし書に規定する場合にあつては、理事会の議事録及び当該場合に該当することを証する書面（同条第五項の規定により吸收合併に反対する旨を通知した会員がある場合にあつては、その会員の数が総会員の数の六分の一未満であることを証する書面を含む。））

三 第六十二条の六第七項において準用する第五十七条第二項の規定により公報を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公報方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公報（第六十二条の六第七項において準用する第五十七条第三項の規定により公報を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公報方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公報）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に對し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸收合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 吸收合併消滅金庫の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸收合併消滅金庫の主たる事務所がある場合を除く。

五 吸收合併消滅金庫の総会の議事録

六 吸收合併消滅金庫において第六十二条の五第五項において準用する第五十七条第二項の規定による公報を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公報方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公報（第六十二条の五第五項において準用する第五十七条第三項の規定により公報を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公報方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公報）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸收合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

第八十八条 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新設合併契約書

二 定款

三 代表権を有する者の資格を証する書面

四 新設合併消滅金庫の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅金庫の主たる事務所がある場合を除く。

五 新設合併消滅金庫の総会の議事録

六 新設合併消滅金庫において第六十二条の七第五項において準用する第五十七条第二項の規定による公報を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公報方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公報（第六十二条の七第五項において準用する第五十七条第三項の規定により公報を官報のほか第九十一条の四第一項の規定による定款の定めに従い同項各号に掲げる公報方法によつてした場合にあつては、これらの方針による公報）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（商業登記法の準用）

第八十九条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第一条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を）

示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記)、第十七条から第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)(受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十五条(会社の支配人の登記)、第五十一条から第五十三条まで(本店移転の登記)、第七十一条第一項及び第三項(解散の登記)、第七十九条、第八十二条、第八十三条(合併の登記)、第一百三十二条から第一百三十七条まで(更正、抹消の申請、職権抹消)並びに第一百三十九条から第一百四十八条まで(行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九章の二 全国労働金庫協会

(全国労働金庫協会)

第八十九条の二 その名称中に全国労働金庫協会という文字を用いる一般社団法人は、全国の金庫の全部を社員とし、かつ、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営に資するため、社員たる労働金庫の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものでなければならない。
2 前項に規定する一般社団法人(以下この条において「全国労働金庫協会」という。)の設立の登記の申請書には、全国の金庫の全部を社員とすることについての内閣総理大臣及び厚生労働大臣の証明書を添付しなければならない。

3 全国労働金庫協会以外の者は、その名称中に全国労働金庫協会という文字を用いてはならない。

第九章の三 労働金庫代理業

(許可)

第八十九条の三 労働金庫代理業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。
2 前項に規定する労働金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。
1 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
2 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
3 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 労働金庫代理業者(第一項の許可を受けて労働金庫代理業(前項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、所属労働金庫(労働金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。)の委託を受け、又は所属労働金庫の委託を受けた労働金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、労働金庫代理業を行つてはならない。

(適用除外)

第八十九条の四 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等(金庫その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条(登録)の登録(同法第十一条第二項(定義)に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)を受けている者を除く。)は、労働金庫代理業を行うことができる。

第九章の四 労働金庫電子決済等代行業

(登録)

第八十九条の五 労働金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「労働金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)のいずれかを行う営業をいう。
一 金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行なうこととの当該金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令・厚生労働省令で定める方法によるものに限る。)を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。
二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)。

(金庫との契約締結義務等)

第八十九条の六 労働金庫電子決済等代行業者(前条第一項の登録を受けて労働金庫電子決済等代行業(同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)は、同条第一項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。)を行なう前に、それぞれ当該各号の金庫との間で、労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
1 労働金庫電子決済等代行業の業務(当該金庫に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該金庫と当該労働金庫電子決済等代行業との賠償責任の分担に関する事項
2 当該労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該金庫が行なうことができる措置に関する事項
3 その他労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

3 金庫及び労働金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(金庫による基準の作成等)

第八十九条の七 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて労働金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項が含まれるものとする。

3 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす労働金庫電子決済等代行業者に対して、不适当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(労働金庫連合会の会員である労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)

第八十九条の八 労働金庫電子決済等代行業者は、第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く)を行う前に、労働金庫連合会との間で、労働金庫電子決済等代行業に係る契約(当該労働金庫連合会の会員である労働金庫のうち、当該労働金庫連合会が当該契約を締結する労働金庫電子決済等代行業者が当該労働金庫に係る労働金庫との間で同項の契約を締結することを要しない)。

2 前項の場合において、労働金庫電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

3 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業を営むことができる労働金庫の名称

二 労働金庫電子決済等代行業の業務(第一項の労働金庫に係るものに限る。次号において同じ。)に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該労働金庫・同項の契約を行つた労働金庫連合会及び当該労働金庫電子決済等代行業との賠償責任の分担に関する事項

三 当該労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の労働金庫連合会が行うことができる措置に関する事項

四 その他労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

4 労働金庫連合会は、労働金庫電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の労働金庫に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5 第一項の契約を締結した労働金庫連合会及び労働金庫電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の労働金庫は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(労働金庫連合会が会員である労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業に係る労働金庫の契約の締結等)

第八十九条の九 労働金庫連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて労働金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の労働金庫の名称その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の労働金庫は、第八十九条の七第一項に規定する基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨及び当該労働金庫を会員とする労働金庫連合会の名称その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 労働金庫連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす労働金庫電子決済等代行業者に対して、不适当に差別的な取扱いを行つてはならない。

(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定)

第八十九条の十 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、労働金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、

4 次条に規定する業務(第三号及び第四号において「認定業務」という。)を行ふ者として認定することができる。

一 労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二 労働金庫電子決済等代行業者を社員(次条及び第百条の五第四号において「協会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めてること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の業務)

第八十九条の十一 認定労働金庫電子決済等代行業者協会(前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が労働金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む労働金庫電子決済等代行業に關し、契約の内容の適正化その他の労働金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の営む労働金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のための規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

六 協会員の営む労働金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七 労働金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報
(電子決済等代行業による労働金庫電子決済等代行業の健全な発展及び労働金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務)

第八十九条の十二 第八十九条の五第一項の規定にかかるわらず、銀行法第二条第二十二項(定義等)に規定する電子決済等代行業者(以下この条及び第一百一条第一項において「電子決済等代行業者」という。)は、労働金庫電子決済等代行業を営むことができる。

二 電子決済等代行業者は、労働金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号(登録の申請)に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

三 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。
四 他の労働金庫電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣及び厚生労働大臣の处分に違反した場合その他の労働金庫電子決済等代行業の業務に關し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、労働金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

五 前項の規定により労働金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、その旨を官報で告示するものとする。
六 電子決済等代行業者が第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営む場合には、当該電子決済等代行業者を労働金庫電子決済等代行業者とみなして、第八十九条の六から前条まで及び第九十三条第三項の規定並びに第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項(変更の届出)、第五十二条の六十一の七第一項(廃業等の届出)、第五十二条の六十一の八(利用者に対する説明等)、第五十二条の六十一の九(電子決済等代行業者の誠実義務)、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで(電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令)、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで(会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に關する対応、認定電子決済等代行業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行業者協会への情報提供、雑則)並びに第五十六条(第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、第九十四条第五項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九章の五 指定紛争解決機関

(紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十九条の十三 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務(苦情処理手続(金庫業務関連苦情を処理する手続をいう。)及び紛争解決手続(金庫業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。)に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第九十四条第七項を除き、以下同じ。)を行ふ者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)であること。

二 第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者ないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ヘ 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

五 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この条及び次条において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するため十分であると認められること。

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。) その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2 前項に規定する「金庫業務関連苦情」とは、金庫業務（金庫が第五十八条第一項、第二項、第四項及び第七項又は同条第一項並びに第五十八条の二第一項及び第三項の規定により行う業務並びに他の法律により行う業務並びに当該金庫のために労働金庫代理業を行う者が行う労働金庫代理業をいう。以下この項において同じ。）に関する苦情をいい、前項に規定する「金庫業務関連紛争」とは、金庫業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。

3 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第九十四条第七項において準用する銀行法第五十一条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（業務規程）

第八十九条の十四 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

第一 手続実施基本契約の内容に関する事項

第二 手続実施基本契約の締結に関する事項

第三 紛争解決等業務の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入金庫（手続実施基本契約を締結した相手方である金庫をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項

五 当事者である加入金庫又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第十章 雜則

（実施規定）

第九十条 この法律の規定（第九十四条第一項、第三項、第五項及び第七項において準用する銀行法の規定を含む。次条から第九十八条までにおいて同じ。）による免許、許可、認可、登録、認定又是指定期間に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令・厚生労働省令で定める。

（届出事項）

第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 事業を開始したとき。

二 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号から第四号までに掲げる会社を子会社としようとするとき（第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は労働金庫連合会が第五十八条の五第一項第六号から第九号までに掲げる会社（同項第六号に掲げる会社にあっては、同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第六十二条第六項又は第六十四条第四項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第六十二条第六項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）。

四 労働金庫の第五十八条の三第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき、又は労働金庫連合会の第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき（次号に該当する場合を除く。）。

五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 その他内閣府令・厚生労働省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令・厚生労働省令）で定める場合に該当するとき。

七 労働金庫代理業者は、労働金庫連合会の第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき。

八 労働金庫電子決済等代行業者は、次の方号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

九 労働金庫連合会との間で第八十九条の六第一項の契約を締結したとき。

十 その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

（認可等の条件）

第九十一条の二 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

金等契約」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項（許可の申請）中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三（分別管理）及び第五十二条の四十四第一項第二号（顧客に対する説明等）中「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二」と、同法第五十二条の六十の二第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。以下同じ。）」が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「銀行が」とあるのは「労働金庫（政令で定めるものを除く。）又は労働金庫連合会が」と、「を當む場合においては、第一項」とあるのは「（政令で定める労働金庫を所属労働金庫とするものを除く。）を行ふ場合においては、第一項」と、「第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項」とあるのは「（及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項）と、「第九章及び第十章」とあるのは「同法第十一章及び第十二章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（認定電子決済等代行業者協会の認定）及び第五十二条の六十一の二（電子決済等代行業者協会の業務）を除く。（電子決済等代行業者に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業者について、銀行に係るものにあつては金庫について、それぞれ準用する。）

令」とあるのは、「内閣府令・厚生労働省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは、「労働金庫法」と、「会員」とあるのは、「協会員」と、「同法第五十二条の六十一の三第一項(登録の申請)」中「前条」とあるのは、「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、「同法第五十二条の六十一の四第一項(登録の実施)」中「第五十二条の六十一の二」とあるのは、「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、「同法第五十二条の六十一の四第一項(登録の実施)」中「次に」とあるのは、「(6)又は(9)に」と、「同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは、「(6)の」と、「同号ニ中「次に」とあるのは、「(7)又は(10)に」と、「同号ニ(10)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは、「(7)の」と、「同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは、「(9)に」と、「同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(10)まで」とあるのは、「前号ニ(7)又は(10)と、「同法第五十二条の六十一の八第一項(利用者に対する説明等)」中「第二条第二十一項各号」とあるのは、「労働金庫法第八十九条の五第二項各号」と、「同条第二項中「営む」とあるのは、「行う」と、「同法第五十二条の六十一の十七第七項及び第二項(登録の取消し等)並びに第五十二条の六十一の十八(登録の抹消)中「第五十二条の六十一の二」とあるのは、「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、「同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは、「協会員名簿」と、「同条第三項中「会員でない」とあるのは、「協会員(労働金庫法第八十九条の十第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。)でない」と、「会員と」とあるのは、「協会員」と、「同法第五十二条の六十一の二十六(定款の必要的記載事項)」中「第五十二条の六十一の十九第二号」と、「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは、「労働金庫法第八十九条の十第一号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは、「同法第八十九条の十一第三号」と、「同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは、「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、「同条第二十三号及び第二十四号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは、「労働金庫法第八十九条の十」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8

以外の法律」と、同法第五十二条の八十四第一項（指定の取消し等）中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と、同項第一号中「第五十二条の六十二第一項第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項第二号」と、同項第二号中「第五十二条の六十二第一項第五号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項第五号」と、「第五十二条の六十二第一項の」とあるのは「同法第八十九条の十三第一項の」と、同条第三項及び同法第五十六条第二十六号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 (金融商品取引法の準用)

第九十四条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標準の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項（特典預金等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）の規定は金庫又は労働金庫代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行ふことを内容とする契約」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二」に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき」又はその締結の代理若しくは媒介を行ふときと「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他の預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。以下同じ。）又は当該労働金庫代理業者（同法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の所属労働金庫（同項に規定する所属労働金庫をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」とある。「金額については、この限りでない」と、同条第四項の二（同法第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第二項及び第三十七条の四及び第三十七条の六）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 (事業免許の取消等)

第九十五条 金庫が法令、定款又は法令に基づく内閣総理大臣若しくは厚生労働大臣の命令に違反したときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、業務の停止を命ぜられた金庫に対し、その整理の状況により必要と認めるときは事業の免許を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、業務の停止を命ぜられた金庫に対し、その整理の状況により必要と認めるときは事業の免許を取り消すことができる。
 (聽聞の方法の特例)

第九十六条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消しの処分に係る聽聞をしようとするときは、その聽聞の期日の二週間前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をして、かつ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。
 前項に規定する処分に係る聽聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
 前項に規定する聽聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聽聞に關する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(経過措置)

第九十六条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（財務大臣への通知）

第九十六条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる处分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第九十一条第一項（届出事項）の規定による届出（同項第六号に係るものの中うち内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一 第六条（事業免許）の規定による免許

二 第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項の規定又は第九十四条第一項、第三項及び第五項において準用する銀行法（以下第九十八条までにおいて「銀行法」という。）第三十七条第一項（同項第一号及び第三号に係る部分に限る。）（廃業及び解散の認可）の規定による認可

三 第九十五条第一項（業務の停止等）の規定又は銀行法第二十六条第一項（業務の停止等）の規定による命令（改善計画の提出を求めるなどを含む。）

四 第九十五条（事業免許の取消し等）の規定による事業の免許の取消し

（権限の行使）

第九十七条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、銀行法第二十四条第一項若しくは第二項（報告又は資料の提出）、銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは銀行法第二十五条第二項（立入検査）若しくは銀行法第五十二条の五十三（銀行代理業者による報告又は資料の提出）若しくは銀行法第五十二条の五十四第一項（銀行代理業者に対する立入検査）若しくは銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項（報告又は資料の提出）若しくは銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項（立入検査）又は銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項（立入検査等）の規定により権限を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 第九十二条第三項（申出による検査）、第九十三条第一項（請求による検査）又は銀行法第二十五条第一項若しくは第二項（立入検査）の規定による権限のうち、次に掲げる事項に係るものは、第九十二条第三項、第九十三条第二項又は銀行法第二十五条第一項若しくは第二項及び前項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣のみが行使する。

一 銀行法第十三条第一項及び第二項（同一人に対する信用の供与等）に規定する同一人に対する信用の供与等（第五項において「信用の供与等」という。）の額

二 銀行法第十四条の二第一号及び第二号（経営の健全性の確保）に掲げる基準

3 内閣総理大臣は、前二項の規定によりその権限を行使したときは、速やかに、その結果を厚生労働大臣に通知するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定によりその権限を行使したときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

5 銀行法第二十六条第一項（業務の停止等）の規定による権限は、信用の供与等の状況又は金庫若しくは金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況に照らし信用秩序の維持を図るため特に必要なものとして政令で定める事由に該当する場合には、同項の規定にかかわらず、内閣総理大臣が単独に行使することを妨げない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を単独に行使するときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（権限の委任）

第九十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（都道府県が処理する事務）

第九十八条の二 この法律の規定による内閣総理大臣の権限（前条第一項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。）に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

2 前条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの法律の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（書類の經由）

第九十八条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する免許、許可、認可又は承認に関する申請書その他の書類で政令で定めるものの提出は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

（事務の区分）

第九十八条の四 前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則）

第九十九条 金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、金庫の事業の範囲外において、金庫の金銭により貸付け若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には適用しない。

第九十九条の二 第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第六条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行つた金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者

- 二三 不正の手段により第六条の免許を受けた者
- 二四 第八十九条の三第三項の規定に違反して、許可を受けないで労働金庫代理業を行つた者
- 二五 不正の手段により第八十九条の三第一項の許可を受けた者
- 二六 第八十九条の五第一項の規定に違反して、登録を受けないで労働金庫電子決済等代行業を営んだ者
- 二七 第八十九条の十二第四項の規定による労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者
- 二八 第九十四条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（以下第二百三十三条までにおいて「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者
- 二九 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に労働金庫代理業を行わせた者
- 三〇 第九十五条第一項の規定又は銀行法第二十六条第一項、第五十二条の五十六第一項若しくは第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
- 三一 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反したとき。
- 三二 銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。
- 第一百条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処する。
 一 銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録又は記録をしてこれらを提出した者
 二 銀行法第五十二条の六十九の規定による命令に違反した者
- 第一百条の三** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 一 銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者
- 三 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 四 銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 五 銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反した者
- 第一百条の四** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 一 第九十二条第三項若しくは第九十三条第二項の規定若しくは銀行法第二十五条第一項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 銀行法第十九条、第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれら書類の提出をした者
- 二の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第五十二条の五一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者
- 三 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項、第五十二条の五十三若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 四 銀行法第四十五条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反した者
- 五 銀行法第四十六条第三項において準用する銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第一百条の四の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（労働金庫又は労働金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者
- 二 銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者
- 第一百条の四の三** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 銀行法第十三条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者
- 第一百条の四の四** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（労働金庫又は労働金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者
- 二 金融商品取引法第二百九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「労働金庫法第二百条の四の三第一項」と、「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「労働金庫法第二百条の四の三第一項」と読み替えるものとする。

第一百条の四の四 銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百条の四の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

三 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

五 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をした者

第一百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百条の六 銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百条の七 銀行法第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の七第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十一条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百条の八 銀行法第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の七十九若しくは第五十一条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百条の九 銀行法第五十二条の四十第一項又は第二項の規定に違反した者

第一百条の十 銀行法第五十二条の四十第三項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第一百条の十一 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第一百条の十二 銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第一百条の十三 銀行法第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第一百条の十四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関する法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百条の十五 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十九条の二又は第一百条の二（第三号を除く。）三億円以下の罰金刑

二 第百条の二の二（第二号を除く。）、第一百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第一百条の四第一号 二億円以下の罰金刑

三 第百条の四の二 一億円以下の罰金刑

四 第百条、第一百条の二第三号、第一百条の二の二第二号、第一百条の三第四号、第五号若しくは第七号、第一百条の四第二号又は第一百条の四の五から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第四十一条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行ふべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定に基づいて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 第十七条第二項、第三十七条の六第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項の規定に違反したとき。

四 第二十二条の規定に違反して、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十二条の規定に違反して、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四の二 第二十三条の四（第六十七条において準用する場合を含む。）、第四十条（第六十七条において準用する場合を含む。）、第五十三条の四（第六十七条において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の五（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定又は第六十七条において準用する会社法第四百九十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは記録せざる場合は虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第二十四条第七項、第五十三条の二（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

- 六 第二十四条第八項、第四十条（第六十七条において準用する場合を含む。）、第五十三条の五（第六十七条において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条の二第二項若しくは第三項の規定又は第六十七条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第三項の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 六の二 第三十一条の規定に違反したとき。
- 七 第三十二条第四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。
- 八 第三十二条第八項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続をとらなかつたとき。
- 八の二 第三十五条第一項又は第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）又は第四十二条の四第四項の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 九 第三十七条の三第三項（第六十八条において準用する場合を含む。）又は第四十二条の四第四項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。
- 九の三 第四十一条の二第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。
- 十 第四十一条の三において準用する会社法第三百四十四条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。
- 十の二 第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定又は第五十九条の三（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに帳簿又は書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写を拒んだとき。
- 十の三 この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。
- 十の四 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。
- 十一 第四十二条第五項（第六十八条において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。
- 十二 第四十六条（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。
- 十二の二 第五十四条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。
- 十三 第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十二条第三項、第六十二条の三、第六十二条の四、第六十二条の五第一項、第三項若しくは第七項、第六十二条の六第一項若しくは第三項から第五項まで、第六十二条の七第一項若しくは第三項から第五項まで、第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項若しくは第六十二条の七第五項において準用する第五十七条第二項若しくは第五項の規定若しくは銀行法第三十四条第五項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け若しくは合併をしたとき。
- 十四 第五十七条第二項（第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項及び第六十二条の七第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第三項、第八十九条の十二第二項若しくは第九十条の規定、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知、掲示若しくは閲覧に供する措置をせず、又は虚偽の届出、公告、通知、掲示若しくは閲覧に供する措置をしたとき。
- 十五 第五十八条第三項の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。
- 十六 第五十八条第四項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。
- 十七 第五十八条の二第二項の規定に違反したとき。
- 十八 第五十八条の三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十八条の四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第五十八条の五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十八条の七第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。
- 十八の二 第五十八条の三第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同条第一項第五号に掲げる会社（同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）において同じ。）にあつては、労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第五項において準用する同条第三項の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき、又は同条第六項の認可を受けないで同項に規定する子会社が当該同号に掲げる会社とみなつたことを知つた日から一年を超えて当該労働金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。
- 十八の三 第五十八条の四第一項若しくは第二項ただし書（第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）又は第五十八条の七第一項の規定に違反したとき。
- 十八の四 第五十八条の四第三項又は第五項（これらの規定を第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。
- 十八の五 第五十八条の五第三項の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき（同条第一項第十号に掲げる会社（同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）にあつては、労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第四項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき若しくは同項第十号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に限る。）に該当する子会社としたとき、又は同条第六項の認可を受けないで当該労働金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該労働金庫連合会の子会社を除く。）について当該子会社対象会社（同号に掲げる会社（同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）にあつては、労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第四項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社（同号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき若しくは同項第十号に掲げる会社（同号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、又は同条第六項の認可を受けないで当該労働金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該労働金庫連合会の子会社を除く。）について当該子会社対象会社（同号に掲げる会社（同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。）にあつては、労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。
- 十九 第六十一条又は第六十二条の規定に違反したとき。

二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二 第六十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十三 第六十七条において準用する会社法第五百二条の規定により付した条件（第三十一条、第五十八条の三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項、第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）において準用する場合を含む。）若しくは第六項、第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六項、第六十二条第六項若しくは第六十四条第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

二十四 第九十五条の四第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

二十五 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

二十六 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十九又は第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の報告を作成したとき。

二 会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十七条の五において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第一百条の二 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十五条の四第四項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正當な理由がないのに、第九十五条の四第四項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八十九条の二第三項の規定に違反して、全国労働金庫協会という名称を用いた者

二 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

三 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第十二章 没収に関する手続等の特例

(第三者的財産の没収手続等)

第一百二条 第八条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれがある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

第一百三条 正當な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第一百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第八十九条の二第三項の規定に違反して、全国労働金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

三 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(第三者的財産の没収手続等)

第一百四条 第百条の四の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第一百六条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第百条の四の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで（第三者的財産の没収手續等）の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第一百条の四の三第二項において準用する同法第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「労働金庫法第一百条の四の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第一百三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第一百五条 金融商品取引法第二百九条の五第一項（没収された債権等の処分等）の規定は第百条の四の二の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は第百条の四の二の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六（没収の裁判に基づく登記等）の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を第百条の四の二の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を關係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

（刑事補償の特例）

第一百六条 第百条の四の二の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項（補償の内容）の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定める。

4 第八条の規定による労働金庫法第九十四条の規定の改正に伴う経過措置については、銀行法附則第六条第一項、同法附則第七条、同法附則第八条、同法附則第十条第二項（同法第二十一条に係る部分に限る。）、同法附則第十四条第一項（同法第三十五条に係る部分に限る。）、同法附則第十五条、同法附則第十九条、同法附則第二十条及び同法附則第二十五条の規定の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項（銀行法附則の規定の例によりなお従前の例によることとされる事項を含む。）に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和五六年六月九日法律第七五号）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第三十二条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十条第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定（「を含む。」の下に「新株引受権証券」を加える部分に限る。）、第十三条中中小企業等協同組合法第九条の八第五項の改正規定、第二十四条中信用金庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条中会社更生法第二百五十七条第四項の改正規定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年五月三一日法律第七七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和六三年六月一一日法律第八一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中不動産登記法第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百五十一条ノ三第二項から第四項まで、第百五十一条ノ五及び第百五十一条ノ七の規定に係る部分、第二条中商業登記法の目次の改正規定並びに同法第三章の次に一章を加える改正規定のうち第百十三条の二、第百十三条の三、第百十三条の四第一項、第四項及び第五項並びに第百十三条の五の規定に係る部分並びに附則第八条から第十条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成元年一二月二二日法律第九一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年六月一九日法律第六五号）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成三年五月二二日法律第七九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日による。

附 則（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（施行期日）

（平成四年六月二六日法律第八七号）抄

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に全国労働金庫協会の名称を用いている民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人で労働金庫及び労働金庫連合会が設立したものについては、施行日から起算して九月以内に、第六条の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」という。)第八十九条の二第二項に規定する目的に適合する定款の変更の認可を受けた場合には、当該認可を受けた日において同条第一項の規定による全国労働金庫協会となり、同一性をもつて存続するものとする。

前項に規定する法人は、新労働金庫法第八十九条の二第三項の規定にかかわらず、前項の認可を受けるまでの間は、全国労働金庫協会といふ名称を用いることができる。

3 2 新労働金庫法第九十四条第一項において準用する新銀行法第十三条第一項本文の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項本文に規定する信用の供与が同項本文に規定する信用供与限度額を超えている労働金庫連合会の当該信用の供与については、施行日から起算して三月間は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年六月一四日法律第六三号)

(平成五年一一月一二日法律第八十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮詢その他の求めがされた場合には、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)
(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に存する労働金庫又は労働金庫連合会(以下この条において「金庫」という。)に係る施行日前に提起された訴えであつて、総会若しくは創立総会の決議の取消し、変更若しくは不存在若しくは無効の確認を請求するもの又は当該金庫の会員から理事、監事若しくは清算人の責任を追及するものについては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する金庫については、新労働金庫法第三十四条第四項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

3 この法律の施行の際現に存する金庫については、新労働金庫法第三十七条第三項(新労働金庫法第四十二条及び第六十八条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にされる記載、登記又は公告について適用し、施行日前にされた記載、登記又は公告については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に存する金庫については、新労働金庫法第三十九条、第五十九条の二及び第六十八条(商法第四百二十条の規定の準用に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類及び計算について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る書類及び計算については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に存する金庫については、新労働金庫法第三十九条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、

6 次に掲げる規定の適用については、この限りでない。
一 新労働金庫法第三十七条规定(新労働金庫法第四十二条及び第六十八条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定(施行日以後にされる同項に規定する記載、登記又は公告に係る場合に限る。)
二 施行日以後に当該理事、監事又は清算人に在任する者が新労働金庫法第四十二条又は第六十八条において準用する商法第二百五十四条ノ一各号のいずれかに掲げる者に該当することとなつた場合(この法律の施行前にした行為について同条第三号又は第四号に掲げる者に該当することとなつた場合を除く。)における同条の規定

- 三 新労働金庫法第四十二条において準用する商法第二百五十六条第三項の規定
- 7 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る理事、監事及び清算人の資格に關しては、前項の規定にかかわらず、この法律の施行後も、なお従前の例による。
- 8 この法律の施行の際現に存する金庫がその理事若しくは清算人がその金庫に対して提起する訴えについて当該金庫を代表すべき者に關しては、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、この法律の施行後も、なお従前の例による。
- 9 新労働金庫法第五十六条（新労働金庫法第六十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定、新労働金庫法第六十五条の規定及び新労働金庫法第九十四条において準用する新銀行法第三十四条の規定は、施行日以後に議決される出資一口の金額の減少、合併又は営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けについて適用し、施行日前に議決された出資一口の金額の減少、合併又は事業の譲渡若しくは譲受けについては、なお従前の例による。
- （罰則の適用に関する経過措置）
- 第十二条** この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用について
- は、なお従前の例による。
- （その他の経過措置の政令への委任）
- 第十三条** 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
- （施行期日）
- 第一条** この法律は、平成九年四月一日から施行する。
- 附 則 （平成九年五月九日法律第四八号）抄
- （施行期日）
- 第一条** この法律は、平成十年一月一日から施行する。
- 附 則 （平成九年五月二三日法律第五九号）抄
- （施行期日）
- 第一条** この法律は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則 （平成九年六月二一日法律第七二号）抄
- （施行期日）
- 1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十一号）の施行の日から施行する。
(大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置)
- 2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則 （平成九年六月二〇日法律第一〇二号）抄
- （施行期日）
- 第一条** この法律は、金融監督庁設置法（平成九年法律第一百一号）の施行の日から施行する。
- 第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に關する法律、金融機関の信託業務の兼營等に關する法律、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に關する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、船舶相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に關する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸付金業の規制等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、抵當証券業の規制等に關する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に關する法律、特定債権等に係る事業の規制に關する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に關する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に關する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に關する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に關する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により大蔵大臣その他国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に關する法律、金融機関の信託業務の兼營等に關する法律、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に關する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に關する法律、外国証券業者に關する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸付金業の規制等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、抵當証券業の規制等に關する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に關する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に關する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に關する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に關する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により大蔵大臣その他国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に關する法律、金融機関の信託業務の兼營等に關する法律、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に關する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に關する法律、抵當証券業の規制等に關する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に關する法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に關する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に關する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険

業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の國の機関に対してされていいる申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の國の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の國の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の國の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

（大蔵省令等に関する経過措置）

3 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

（罰則に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、附則（平成九年一二月一二日法律第一二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第二百二十号）の施行の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、特定目的会社による特定資産の流动化に関する法律（平成十年法律第二百五号）の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第一百八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に限る。）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第一百三十六条、第一百四十条、第一百四十三条、第一百四十七条、第一百四十九条、第一百五十八条、第一百六十四条、第一百八十七条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第一百八十八条から第一百九十条までの規定 平成十年七月一日

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第一百八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に限る。）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第一百三十六条、第一百四十条、第一百四十三条、第一百四十七条、第一百四十九条、第一百五十八条、第一百六十四条、第一百八十七条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第一百八十八条から第一百九十条までの規定 平成十年七月一日

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第一条 新労働金庫法第五十八条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社（新労働金庫法第三十四条第四項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としている労働金庫の当該会社については、当該労働金庫が施行日から起算して三年を経過する日までにその旨を金融再生委員会及び労働大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の労働金庫は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 この法律の施行の際現に新労働金庫法第五十八条の三第三項に規定する認可対象会社を子会社としている労働金庫は、施行日から起算して三年を経過する日までにその旨を金融再生委員会及び労働大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした労働金庫は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とするにつき、施行日において新労働金庫法第五十八条の三第三項の認可を受けたものとみなす。

5 新労働金庫法第五十八条の四第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。）の株式等（新労働金庫法第三十四条第五項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新労働金庫法第五十八条の四第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している労働金庫又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有について、当該労働金庫が施行日から起算して三年を経過する日までにその旨を金融再生委員会及び労働大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該労働金庫又はその子会社が同日において同一の株式等（新労働金庫法第三十四条第五項に規定する株式等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。）を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

第六条 新労働金庫法第五十八条の五第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としている労働金庫連合会の当該会社については、当該労働金庫連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会及び労働大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

前項の労働金庫連合会は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

二項に規定する破綻保険会社に該当するもの」とする。

4 施行日前に、第十四条の規定による改正前の労働金庫法（以下この項及び次項において「旧労働金庫法」という。）第五十八条の三第一項の規定により内閣総理大臣及び労働大臣がした同項に規定する認可（当該認可に係る旧労働金庫法第九十一条の三ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又は旧労働金庫法第五十八条の三第一項の規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新労働金庫法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び労働大臣がした同項に規定する認可（当該認可に係る新労働金庫法第九十一条の三ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又は新労働金庫法第五十八条の五第三項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に労働金庫連合会が新労働金庫法第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社（当該労働金庫連合会が旧労働金庫法第五十八条の三第一項の認可を受けて株式を所有している会社を除く。次項において同じ。）を子会社としている場合には、当該労働金庫連合会は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会及び労働大臣に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出をした労働金庫連合会は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることにつき、施行日において新労働金庫法第五十八条の五第三項の認可を受けたものとみなす。

7 新労働金庫法第五十八条の六第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新労働金庫法第五十八条の六第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している労働金庫連合会又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該労働金庫連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会及び労働大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該労働金庫連合会又はその子会社が同日において同条第三項において準用する新労働金庫法第五十八条の四第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、新労働金庫法第五十八条の六の規定を適用する。

（権限の委任）

第一百四十七条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。

第一百八十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この項において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百八十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この項において同じ。）の規定によつてした処分（その他の経過措置の政令への委任）

第一百九十条 附則第二条から第百四十六条まで、第百五十三条、第百六十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する制度の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等にかんがみ必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第二百三十号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社によ

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

- 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二百五十四条 この法律の施行に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年八月一三日法律第一二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第二項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに附則第六条中農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第三項及び第二十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第三項及び第四十条ノ二第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十三条第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第十二条第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十三条第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第十三条中水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十号）第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第四十二条第一項の改正規定、附則第十六条中信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第六十一条第一項の改正規定、附則第二十三条中銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第二十七条中保険業法（平成七年法律第一百五号）第十五条に一項を加える改正規定、同法第五十五条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十二条の二第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、附則第二十九条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第七条第二項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第百一条第一項及び第百二条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）

二 第三条（第二条を除く。）及び次条の規定（平成十二年七月一日）

附 則（平成一一年五月一九日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一一年五月三一日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中銀行法第十七条の二を削る改正規定及び第四十七条第二項の改正規定（「第十七条の二」を削る部分に限る。）、第三条中保険業法第百十二条の二を削る改正規定及び第二百七十条の六第二項第一号の改正規定、第四条中第五十五条の三を削る改正規定、第八条、第九条、第十三条並びに第十四条の規定並びに次条、附則第九条及び第十三条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日

（労働金庫等の決算関係書類に関する経過措置）

第七条 第五条の規定による改正後の労働金庫法第三十九条第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一三年一月二八日法律第一二九号）抄

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年二月二日法律第一五〇号）抄

この法律は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄

1 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年五月二九日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律（附則第一号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十二条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一五年五月三〇日法律第五四号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中証券取引法第二条第八項、第二十七条の二第四項、第二十七条の二十八第三項及び第三十二条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）、同条第六項、同法第五十四条第一項第四号及び同法第六十五条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）並びに同法第六十五条の二第一項、同条第三項、同条第九項、第六十五条の三、第一百六十六条第五項及び第二百一条第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律第二条第一号の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定（「のうち銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）、同法第二十二条第一項第四号の改正規定（「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）及び同項第五号の改正規定、第六条中商工組合中央金庫法第二十八条第一項第七号及び第十九号の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同条第三項の次に一項を加える改正規定、第七条中農業協同組合法第十条第六項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の二、同項第十五号及び同条第十二項の改正規定、同条第十三項及び第十六項を削る改正規定並びに同条第九項の次に二項を加える改正規定、第八条中水産業協同組合法第十二条第一項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の改正規定、同法第八十七条第四項第三号の次に一号を加える改正規定、同法第九十三条第一項第三号の次に一号を加える改正規定及び同法第九十七条第三項第三号の次に一号を加える改正規定、第九条中中小企業等協同組合法第九条の八第二項第七号の改正規定、第十条中信用金庫法第五十三条第三項第二号及び第五十四条第四項第二号の改正規定、第十二条中労働金庫法第五十八条第二項第八号及び第五十八条の二第一項第六号の改正規定、第十二条中農林中央金庫法第五十四条第四項第二号の改正規定、第十三条の規定、附則第十六条中租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一第一項第一号、第三十七条の十四の二第一項第一号及び第四十一条の十四第三項第二号の改正規定並びに附則第十七条中所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四条の三第一項第二号の改正規定、公布の日から起算して一月を経過した日

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一六年五月一二日法律第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 附則第三十条及び第三十三条の規定

公布の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

附 則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

第一百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

附 則（平成一六年六月九日法律第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中証券取引法第三十三条の三、第六十四条の二第一項第二号及び第六十四条の七第五項の改正規定、同法第六十五条の二第五項の改正規定（「及び第七号」を「第七号及び第十二号」に改める部分に限る。）並びに同法第一百四十四条、第一百六十三条第二項及び第二百七条第一項第一号及び第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律（以下この条において「外国証券業者法」という。）第三十六条第二項の改正規定、第四条中投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資信託法」という。）第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「投資顧問業法」という。）第二十九条の三の改正規定、第十一条及び第十二条の規定、第十三条中小企業等協同組合法第九条の八第六項第一号に次のように加える改正規定並びに第十四条から第十九条までの規定 この法律の公布の日（罰則の適用に関する経過措置）

第二十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第二十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則 平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
附則 平成一六年一二月一日法律第一四七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
附則 平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則 平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(権限の委任)

第三十六条 内閣総理大臣は、この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による行政庁（都道府県の知事その他の執行機関を除く。）の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

第三十七条 第一項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)
この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一章ずつ繰り下げる、同法附則第八十二条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一一日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第一〇六号) 抄

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第一〇六号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

属長期信用銀行をいう。)、所属信用金庫(新信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。)、所属労働金庫(新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。)若しくは所属信用協同組合(新協金法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。)又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に新労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業(以下この条において「労働金庫代理業」という。)を行っている者は、施行日から起算して三月間(当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新労働金庫法第九十四条第三項において準用する新銀行法第五十二条の三第五十六条第一項の規定により労働金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新労働金庫法第八十九条の三第一項の規定にかかわらず、引き続き労働金庫代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き労働金庫代理業を行う場合には、その者を労働金庫代理業者とみなして、新労働金庫法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項の規定、新労働金庫法第九十四条第一項又は第三項において準用する新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十二条の三三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで及び第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る新労働金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新労働金庫法第九十四条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「労働金庫代理業の廃止を命じ」とする。

(準備行為)

第十五条 新銀行法第五十二条の三十六第一項、新長期信用銀行法第十六条の五第一項、新信用金庫法第八十五条の二第一項、新労働金庫法第八十九条の三第一項又は新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を科する。

4 前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

(处分等の効力)

第三十八条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(権限の委任)

第四十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長(農林水産大臣及び厚生労働大臣にあつては、地方支分部局の長)に委任することができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則(平成一八年六月一日法律第五〇号))

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条の規定、第八条中農業協同組合法第三十条の四第一項第二号の改正規定(「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第一百九十七条第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号」に改める部分に限る。)、第九条中水産業協同組合法第三十四条の四第二項第二号の改正規定(「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第一百九十七条第一項第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号」に改める部分に限る。)、第十二条の五第一項に規定する書類について適用する。

十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号に改める部分に限る。)、第十一條中協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第四号の改正規定(「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第一百九十七条」に、「第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号(有価証券の無届募集等の罪)」を「第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」に改める部分に限る。)、第十五條中労働金庫法第三十四条第四号の改正規定(「第一百九十七条第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第一百九十七条」に、「第一百九十八条第一条から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」を「第一百九十八条第一条から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」に改める部分に限る。)、第十三條中信用金庫法第三十四条第四号の改正規定(「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第一百九十七条」に、「第一百九十八条第一条から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」を「第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」に改める部分に限る。)、第十八號若しくは第十九號(有價証券の無届募集等の罪)を「停止命令違反の罪」に改める部分に限る。)、第十五條中労働金庫法第三十四条第四号の改正規定(「第一百九十七条第一号から第十号まで若しくは第十九号(有価証券の無届募集等の罪)」を「第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」に改める部分に限る。)、第七條に、「第一百九十八条第一号から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」を「第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十九号(有価証券の無届募集等の罪)」に改める部分に限る。)、第十八條中保険業法第五十三条の二第二項第三号の改正規定(「第一百九十七条第一項第一号から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」を「第一百九十八条第一条から第十号まで若しくは第十九号(有価証券の無届募集等の罪)」に改める部分に限る。)、第十九條の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号に改める部分に限る。)並びに附則第一条、第四条、第一百八十二条第一項、第一百八十四条第一項、第一百八十七条第一項、第一百九十六条第一項及び第一百九十八条第一項の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第一百九十三条 第十五条の規定(第三十四条第四号の改正規定(「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第一百九十七条」に、「第一百九十八条第一条から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」を「第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」に改める部分に限る。)による改正後の労働金庫法(以下この項において「新労働金庫法」という。)第三十四条第四号(新労働金庫法第六十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用について、第一条の規定による改正前の証券取引法第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項(有価証券の無届募集等の罪)を「停止命令違反の罪」に改める部分に限る。)、第十九條中農林中央金庫法第二十四条の第四号の改正規定(「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第一百九十八条第一条から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第一百九十七条第一項第一号から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」に改める部分に限る。)による改正後の証券取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第二項から第十号まで若しくは第十三号又は第十九号(有価証券の無届募集等の罪)を「停止命令違反の罪」に改める部分に限る。)、第十九條中農林中央金庫法第二十四条の第四号の改正規定(「第一百九十七条第一項第一号から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)」を「第一百九十七条第一項第一号から第十号まで若しくは第十九号(有価証券の無届募集等の罪)」に改める部分に限る。)による改正後の労働金庫法(以下この項において「新労働金庫法」という。)第三十四条第四号(新労働金庫法第六十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法(以下この項において「新証券取引法」という。)第三十四条第四号(新証券取引法第六十八条において準用する場合を含む。)に改める部分に限る。)による改正後の労働金庫法(以下この項において「新労働金庫法」という。)第三十四条第四号(新労働金庫法第六十八条において準用する場合を含む。)に改める部分に限る。)に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三條第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定(附則第二百八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三條第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第一百九十四条 金庫(第十五条の規定による改正後の労働金庫法(以下この条において「改正労働金庫法」という。)第三条に規定する金庫をいう。)は、この法律の施行後最初に特定預金等契約(改正正労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約をいう。)の申込みを顧客(新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。)から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときは、当該顧客に対し、改正労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

(権限の委任)
(検討)

第二百六十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第二百六十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定による申出ができる旨を改正労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができない旨を改正労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第二百六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二百六十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年一二月一五日法律第一〇九号) 抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）又は地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

附 則（平成一九年六月一日法律第七四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六十四条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての労働金庫法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第五十八条第六項第一号に規定する短期社債等とみなす。

(処分等に関する経過措置)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定（罰則の適用に関する経過措置）

第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中金融商品取引法第三十一条の四の改正規定、同法第三十六条に四項を加える改正規定、同法第五十条の二第四項の改正規定（「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める部分に限る。）同法第五十六条の二、第五十九条の六及び第六十条の十三の改正規定 同法第六十五条の五第二項及び第四項の改正規定（「第三十六条第一項」を「第三十六条第一項、」に改める部分に限る。）同法第九十条第一項の改正規定（「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。）同法第一百九十四条の七第二項第一号の改正規定 同条第三項の改正規定（「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る。）並びに同法第一百五十三条の二、第一百七十七条第一項第六号及び第二百八条第四号の改正規定、第二条中投資信託及び投資法人に関する法律第一百九十七条の改正規定、第四条中農業協同組合法第十二条の二の三第三号の改正規定、同法第十二条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十二条の四の改正規定、同法第十二条の八第三号の改正規定、同法第十二条の十三を同法第十二条の十四とし、同法第十二条の十二の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十七条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百条の八第一項及び第一百三十条第一項第三号の改正規定、第六条中中小企業等協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項の改正規定（「第十八条第一項（利益準備金の積立て等）」を「第十八条（資本準備金及び利益準備金の額）」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定、第八条中信用金庫法第八十九条第一項の改正規定、第十条中労働金庫法第九十四条第一項の改正規定、第十二条中銀行法第十三条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第一項第三号及び第五号の改正規定並びに同法第五十二条の二十一の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十二条第一項第三号の改正規定、同法第五十三条の二第一項第三号の改正規定（「金融商品取引法」の下に「昭和二十三年法律第二十五号」を加える部分に限る。）同法第一百条の二の次に一条を加える改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項の改正規定（「第十八条第一項（利益準備金の積立て等）」を「第十八条（資本準備金及び利益準備金の額）」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定、第八条中信用金庫法第八十九条第一項の改正規定、第十二条中労働金庫法第九十四条第一項の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十九条及び第五十九条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第一項第三号及び第五号の改正規定並びに同法第五十二条の二十一の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定、同法第五十三条の二第一項第三号の改正規定（「金融商品取引法」の下に「昭和二十三年法律第二十五号」を加える部分に限る。）同法第一百条の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百六条第一項第五号の改正規定、同法第二百七十二条第一項の改正規定（「第二十一条第四項」の下に「及び第七項」を加える部分を除く。）並びに附則第二十二条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第四項の改正規定（「第三十六条第一項」を「第三十六条第一項、」に改める部分に限る。）附則第三十二条中資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九条第一項の改正規定並びに附則第三十五条及び第三十八条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二一年六月二十四日法律第五九号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（附 則（平成二一年一月十九日法律第五一号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附 則（平成二三年四月二七日法律第二六号）抄

（施行期日）

この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

（附 則（平成二三年五月二五日法律第四九号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第一条） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第一項） 第一条中金融商品取引法第九十七条の二第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十号の三の次に三号を加える改正規定、同法第百九十八条及び第二百七条第一項第三号の改正規定並びに同項第六号の改正規定（「第九十八条（第五号及び第八号を除く。）」を「第九十八条第四号の二」に改める部分に限る。）、第六条中投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十八条の改正規定並びに附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

（罰則の適用に関する経過措置）

この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附 則（平成二三年五月二五日法律第五三号）抄

（この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。）

（附 則（平成二三年六月二十四日法律第七四号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（附 則（平成二四年三月三一日法律第二三号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第一項）

（第一条） 第一条中保険業法第一百六条の改正規定、同法第一百七条の改正規定、同法第一百二十七条第一項の改正規定、同法第一百三十五条第三項の改正規定、同法第一百三十八条の改正規定、同法第一百三十九条の改正規定、同法第一百七十一条第一項の改正規定、同法第一百七十二条第一項の改正規定、同法第一百七十三条の四第二項第二号ロの改正規定、同法第一百七十三条の五の改正規定、同法第二百十条第一項の改正規定、同法第二百七十七条第一項の改正規定、同法第二百七十七条第一項の改正規定（「（第一百四十条）を「次条第一項、第一百四十二条」に改める部分及び「（第一百三十九条第二項）を「（第一百三十八条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第一百三十五条第一項」とあるのは「（第二百七十七条の四第八項）と、（第二百三十九条第二項）に改める部分に限る。）」、同法第二百七十二条の二十一第一項の改正規定、同法第一百七十二条の二十一第一項の改正規定、同法第三百十一条の三第一項第二号の改正規定、同法第三百三十三条第一項第三十三号及び第四十六号の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七

項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定（「第一百三十八条」を「第一百三十七条第五項及び第一百三十八条」に改める部分を除く。）、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項の表第百条の二の項を次のように改める部分を除く。）、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定（新保険業法第二編第七章第一節）を「保険業法第二編第七章第一節」に改める部分及び「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改める部分に限る。）、同項の表第百三十七条第五項の項の次に次のように加える改正規定、同表第三百三十三条第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号の項の改正規定、同条第十二項から第十五項まで、第十七項から第十九項まで及び第二十一項の改正規定、同法附則第四条の二の表第三百条第一項第八号の項の改正規定、同法附則第十五条の改正規定、同法附則第三十三条の二第一項の改正規定、同法附則第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の二並びに第三十六条第一項及び第二項の改正規定、第三条の規定並びに次条第一項及び第三項、附則第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第八条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第三百二条の改正規定に限る。）並びに第九条から第十三条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二四年九月一二日法律第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定 公布の日

二 第一条、次条及び附則第十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十一条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第一条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年五月三一日法律第二八号）抄

（この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定 公布の日

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第一百九十七号の二の次に二号を加える改正規定、同法第一百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定及び同法第一百九十八条の三、第一百九十八条の六第二号、第二

百五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十二条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合

法第十二条の中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十二条の中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

（銀行法等の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 第十四条の規定による改正後の銀行法（以下この条において「新銀行法」という。）第十三条第一項（第七条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この項において「新協金法」という。）第六条第一項、第十条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項、第十一条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下この項及び第三項において「新長期信用銀行法」という。）第十七条及び第十二条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合（次項において「新協金法第六条第一項等において準用する場合」という。）

（銀行法等の一部改正に伴う経過措置）

を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)と同一の額が信用供与等限度額(同条第一項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。)を超えて新銀行法第二条第一項に規定する信
用協同組合連合会(以下この項及び次項において「銀行等」という。)の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三ヶ月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とする。以下この項及び次項において同じ。)に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該同一人に対する信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において新銀行法第十三条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 新銀行法第十三条第二項(新協金法第六条第一項等において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額(同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。)を超えて新銀行法第二条第一項に規定する信
用協同組合連合会(以下この項及び次項において「銀行等」という。)の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三ヶ月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とする。以下この項及び次項において同じ。)に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該銀行等が、当該銀行等及び当該銀行等の子会社等又は当該銀行等の子会社等が合算して当該同一人に對して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において新銀行法第十三条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

(権限の委任)

第十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、地方支分部局の長)に委任することができる。

(政令への委任)
第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第三十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十六年五月三〇日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日
二 第二条中金融商品取引法第八十七条の二第一項及び第十九条の規定 公布の日
二百九条の四(「第二百九条の七」)に改める部分に限る。、同法第四十六条、第四十六条の六第三項、第四十九条及び第四十九条の二、第五十条の二第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の十七第二項及び第三項並びに第六十三条第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定(「規定(二)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」」を「規定並びに」に、「罰則を含む。」」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「規定(二)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)、同法第二百九条の次に二条を加える改正規定、同法第八章の次に一章を加える改正規定並びに同法第二百十条第一項の改正規定並びに第二条(金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。)、第三条(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定(「第三十八条」の下に「(第七号を除く。)」を加える部分に限る。)及び同法第二条の二の改正規定を除く。)、第四条(農業協同組合法第十二条の二の二、第十二条の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。)、第五条(消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。)、第六条(水産業協同組合法第十二条の九、第十五条の七及び第一百二十二条の五の改正規定を除く。)、第七条(中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項の改正規定を除く。)、第八条(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。)、第九条(投資信託及び投資法人に関する法律第一百九十七条及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。)、第十条(信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。)、第十二条(長期信用銀行法第十七条の二の改正規定を除く。)、第十三条(銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。)、第十四条(保険業法第三百条の二の改正規定を除く。)、第十六条(農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を除く。)、第十七条(信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の改正規定を除く。)及び第十八条(株式会社商工組合中央金庫法第六条第八項及び第二十九条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第十三条(証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二十条の改正規定を除く。)、第十四条(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第六十三条第二項の改正規定(「規定(二)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)に限る。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第四十三条第二項の改正規定(「規定(二)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)及び同条第四項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第一条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二十六年六月二七日法律第九一号）抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附則（平成二十八年六月三日法律第六二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）
第二十一条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二十九年五月二十四日法律第三十七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十六条 附則第一条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（その他の経過措置）
第二十七条 附則第一条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十八条 附則（平成二九年六月二日法律第四五号）抄
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、百三十条の二、百三十条の三、二百六十七條の二、二百六十七條の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二日法律第四九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十一条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第七条 この法律の施行の際に労働金庫電子決済等代行業（第七条の規定による改正後の労働金庫法（以下「新労働金庫法」という。）第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、新労働金庫法第八十九条の五第一項の規定にかかるわらず、当該労働金庫電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を労働金庫電子決済等代行業者（新労働金庫法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新労働金庫法（第八十九条の六から第八十九条の九までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新労働金庫法第九十四条第五項において読み替えられる登録の申請をした場合は、登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新労働金庫法及び新銀行法の規定について、当該廃止を命ぜられた者を新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。
4 施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新労働金庫法第八十九条の六及び第八十九条の八並びに第八十九条の十（第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、新労働金庫法第八十九条の六第一項中「同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは、「同条第二項第一号に掲げる行為（同項に規定する内閣府

令・厚生労働省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。」を行う営業をいう。以下この条から第八十九条の九までにおいて」と、「同じ。」は、同条第二項各号」とあるのは、「この条から第八十九条の九までにおいて同じ。」と、「行為（同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。）」とあるのは、「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは、「同号」と、「新労働金庫法第八十九条の八第一項中「第八十九条の五第二項各号」とあるのは、「第八十九条の五第二項第一号」と、新労働金庫法第八十九条の十中「労働金庫電子決済等代行業者が」とあるのは、「労働金庫電子決済等代行業者（第八十九条の五第一項の登録を受けて労働金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）」とする。

第十一条 銀行等（銀行、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。）は、公布の日から起算して九月を経過する日までに、主務省令で定めるところにより、電子決済等代行業者等（電子決済等代行業者、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、新水産業協同組合法第百二十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、信用金庫電子決済等代行業者、労働金庫電子決済等代行業者、農林中央金庫電子決済等代行業者及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、これを公示しなければならない。

一から五まで 略

(銀行等の努力義務)

第十一條 電子決済等

第十一條 電子決済等代行業者等との間で新銀行法第五十二条の六十一の十第一項、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項、新水産業協同組合法第一百二十二条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六条の五の五第一項、新信用金庫法第八十五条の五第一項、新信用金庫法第八十五条の七第一項、新労働金庫法第八十九条の八第一項、新農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項、新農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項又は新商工組合中央金庫法第六十条の十二第一項の契約を締結しようとする銀行等は、附則第二条第四項に規定する政令で定める日までに、当該電子決済等代行業者等が、その営む電子決済等代行業等（電子決済等代行業、新農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、新水産業協同組合法第一百二十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行等に係る電子決済等代行業等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

第二十条 附則第一條から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(本論) 第二十二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があ

など語めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基いて所要の措置を講ずるものとする。
(運用上の配慮)

第二十一条 電子決済等代行業等に関する改正後の各
附 則（令和元年六月七日法律第二八号）抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 二つ付の見合十郎の要件（必要な聖昌告置）は、文令で定める。

(株) 女子は、二〇七五の西暦後三八五年、二〇七五の文三後ノセレーニーの上皇（人）が、二〇七五の「文三後ノセレーニー」

るときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(令和二年六月一二日法律第五〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附

(政令への委任) 第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(檢討)

三十八

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第一百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十二条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百十一号）第三十五条の改正規定（二（条例を含む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和三年五月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第九条のうち、労働金庫法の目次の改正規定、同法第四十一条の二第三項の改正規定、同法第四章第七節中第五十四条の次に五条を加える改正規定、同法第六十九条第二項第六号の次に一号を加える改正規定及び同法第一百一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第九条の規定による改正後の労働金庫法（以下「新労働金庫法」という。）第五十八条の五第三項、第四項（労働金庫連合会が、現に子会社（新労働金庫法第三十二条第五項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社（新労働金庫法第五十八条の五第一項各号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社（新労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）としようとするときに係る部分を除く。）及び第六項の規定は、この法律の施行の際現に労働金庫連合会が第九条の規定による改正前の労働金庫法（以下「旧労働金庫法」という。）第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、同条第五項において準用する旧労働金庫法第五十八条の三第四項ただし書又は旧労働金庫法第五十八条の五第六項の規定による認可を受けて当該労働金庫連合会又はその子会社（旧労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）が旧労働金庫法第五十八条の五第一項第七号の三に掲げる会社の議決権（旧労働金庫法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。）を合算してその基準議決権数（旧労働金庫法第五十八条の七第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。）

第十六条 この法律の施行にされている旧労働金庫法第五十八条の五第三項の規定による認可の申請は、従属業務（新労働金庫法第五十八条の五第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。）を営む会社に係るもの以外のものにあつては新労働金庫法第五十八条の五第三項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新労働金庫法第五十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。（罰則に関する経過措置）

第四十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年六月二日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一〇日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

（施行期日）
 一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
 (罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和五年一一月二九日法律第七九号) 抄

(施行期日)
 一 附則第六十八条の規定 公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六十八条の規定 公布の日
 二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の十八第二項並びに第一百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第七条第一項及び第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第六十条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条规定並びに附則第十四条から第十七条まで、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十八条の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の人を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三项、第二十五条第一項から第四項まで及び第六项、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七十八条第十九項及び第二十项、第一百八十五条の七第四項から第七项まで、第十四项、第十五项及び第三十一项、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四项まで及び第六十七号の規定 令和六年四月一日

四 第一条中金融商品取引法第三十七条の三の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第四十二条の二第四項及び第五项の改正規定、同条第六项を削る改正規定、同条第三项の改正規定、同項を同条第二项とする改正規定、同法第四十三条の五の改正規定（交付する書面に記載する事項）を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る）、同法第七十九条第二項の改正規定（「審判の」を「最初の審判手続の」に改める部分に限る）、同条第四项の改正規定、同法第一百八十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百八十二条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定、同法第三十七条の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二项を削る改正規定、同条第二项を削る改正規定、同条第三项の改正規定、同項を同条第二项とする改正規定、同法第一百八十五条の三第一項、第一百九十八条第二号及び第十三号の改正規定、同法第四十二条の七の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第六项を削る改正規定、同法第一百八十五条の三第一項、第一百九十八条第二号及び第十三号の改正規定並びに同法第二百八条第六号の改正規定、第三条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一百四十三条第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第一百四十七条第四号の改正規定、同条第七条中第五号の次に一号を加える改正規定及び同法第三十二条第二项の改正規定、第四条（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第二条第四项の改正規定を除く。）、第五条（農業協同組合法第一百六条第六项の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第七条中第十二条の五の八第六项の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）及び第六条（水産業協同組合法第一百六条第六项の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第七条中組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項の改正規定（に対する誠実義務）を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」

の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同条第二項の改正規定並びに同法第十条の二の五第四号及び第五号の改正規定、第八条(投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。)の規定、第九条中信用金庫法第八十九条の二第一項の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同条第二項の改正規定並びに同法第九十条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同条第二項の改正規定並びに同法第二十五条の二の四第三号及び第四号の改正規定、第十一条中労働金庫法第九十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第一百条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)同法第五十二条の二の五の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第六十三条の四十五の二の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報が提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供が確保されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報が提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供が確保されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第三百十五条第四号及び第五号、第三百十六条の二第二号、第三百十七条の二第八号並びに第三百十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条(信託業法第二十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。